

平成30年第1回上里町議会定例会会議録第1号

平成30年3月2日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第 1 号) 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2 号) 上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3 号) 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 4 号) 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 5 号) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 6 号) 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 7 号) 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 8 号) 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第 9 号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第 10 号) 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 17 (町長提出議案第 11 号) 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 (町長提出議案第 12 号) 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 (町長提出議案第 13 号) 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 (町長提出議案第 14 号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 (町長提出議案第 15 号) 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 (町長提出議案第 16 号) 上里町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 (町長提出議案第 17 号) 上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について
- 日程第 24 (町長提出議案第 18 号) 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例について
- 日程第 25 (町長提出議案第 19 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 26 (町長提出議案第 20 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27 (町長提出議案第 21 号) 上里町町道路線の廃止について
- 日程第 28 (町長提出議案第 22 号) 上里町町道路線の認定について
- 日程第 29 (町長提出議案第 23 号) 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第 30 (町長提出議案第 24 号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 31 (町長提出議案第 25 号) 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 32 (町長提出議案第 26 号) 平成 29 年度上里町一般会計補正予算 (第 9 号) について

- 日程第 3 3 (町長提出議案第 2 7 号) 平成 2 9 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 3 4 (町長提出議案第 2 8 号) 平成 2 9 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 3 5 (町長提出議案第 2 9 号) 平成 2 9 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 3 6 (町長提出議案第 3 0 号) 平成 2 9 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 7 (町長提出議案第 3 1 号) 平成 2 9 年度上里町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 3 8 (町長提出議案第 3 2 号) 平成 2 9 年度上里町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 9 (町長提出議案第 3 3 号) 平成 3 0 年度上里町一般会計予算について
- 日程第 4 0 (町長提出議案第 3 4 号) 平成 3 0 年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 1 (町長提出議案第 3 5 号) 平成 3 0 年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 2 (町長提出議案第 3 6 号) 平成 3 0 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 3 (町長提出議案第 3 7 号) 平成 3 0 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 4 4 (町長提出議案第 3 8 号) 平成 3 0 年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 4 5 (町長提出議案第 3 9 号) 平成 3 0 年度上里町下水道事業会計予算について
- 日程第 4 6 (議員提出議案第 6 号) 上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 7 議員辞職について
- 日程第 4 8 議案訂正について (町長提出議案第 3 3 号 平成 3 0 年度上里町一般会計予算)
- 日程第 4 9 (選挙第 1 5 号) 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙について
- 日程第 5 0 (意見書第 1 5 号) 相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書 (案) について

- 日程第 5 1 (意見書第 1 6 号) 子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書 (案) について
- 日程第 5 2 (意見書第 1 7 号) 生活保護基準の引き下げに反対する意見書 (案) について
- 日程第 5 3 (意見書第 1 8 号) 「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書 (案) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 4 7 議員辞職について
-

出席議員 (14 人)

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 杓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 須 長 正 実 君
総合政策課長 岡 村 拓 哉 君	税 務 課 長 山 田 隆 君
くらし安全課長 望 月 誠 君	町民福祉課長 谷 木 絹 代 君
子育て共生課長 間々田 由 美 君	健康保険課長 山 下 容 二 君

高齢者いきいき課長	飯塚郁代君	まち整備課長	稲岡信行君
産業振興課長	及川慶一君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	高橋淳君	学校指導室長	加藤修君
生涯学習課長	小暮伸俊君	郷土資料館長	丸山修君
会計管理者	南雲久枝君		

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 次 長 神村輝行

◎開会・開議

午前9時8分開会・開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（納谷克俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番新井實議員、11番沓澤幸子議員、12番高橋仁議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（納谷克俊君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、植原育雄議員。

〔議会運営委員長 植原育雄君発言〕

○議会運営委員長（植原育雄君） 皆さんおはようございます。議会運営委員長の植原育雄です。

前期12月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、2月15日、議会運営委員会を開催し、慎重審議をしましたので、その結果を報告いたします。

初めに一般質問ではありますが、今期定例会における一般質問は5名の議員から通告書が提出されております。質問の通告時間は2時間50分であり、答弁時間を含めるとおおむね4時間15分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日の1日間となります。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が16件、条例の制定が2件、指定管理者の指定が2件、道路線の廃止認定が2件、公の施設の相互利用に関する協議が1件、埼玉県市町村総合事務組合に関することが2件、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算については、一般会計、特別会計、事業会計それぞれ7件が予定されており、これらを合計いたしますと39件の提出議案であります。また、議員提出議案として政務活動費の交付に関する条例の一部改正を提出しております。

次に、今期定例会に受理した請願、陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期はお手元に配付した会期日程表のとおり、本日3月2日から14日までの13日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月14日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長及び議員より議案の送付及び提出がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。

〔事務局朗読〕

◇

◎日程第4 町長の施政方針及び行政報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） どうも皆さんおはようございます。

立春も過ぎ、昨日は大変暖かくなりましたけれども、今年はまだまだ全国的に寒さ厳しい日々が続いており、各地で大雪による被害の報告を聞いております。上里町では2回の降雪がありました。幸い大きな被害もなく一安心しているところでございます。

また、先月開催された平昌オリンピックでは、フィギュアスケート、スピードスケート、スノーボードを初め各種競技で、日本人の活躍に、私自身も大変感動いたしましたところでございます。

本日ここに、平成30年第1回上里町議会定例会に当たり、議員の皆さんにおかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

初めに、御提案申し上げます議案と平成30年度の町政運営における施政方針を申し上げ、議

員各位並びに町民の皆さんに御理解を賜りたいと存じます。

本定例会に提出される議案につきましては、条例関係では、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例についてを初めとした一部改正が16件、上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例など条例の制定は2件、その他といたしましては、上里町公の施設の指定管理者の指定が2件、道路の廃止及び認定が2件、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用の協議が1件、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更などが2件でございます。予算関係では補正予算が7件、当初予算が7件の合計39件の議案を提出いたしますので、慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

提出議案につきましては本数が大変多くなっておりますが、議員の皆様には慎重審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、平成30年度の施政方針を申し上げたいと思います。

まず、我が国の社会経済情勢では、1月に平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定しており、平成30年度においても、経済財政運営に当たり600兆円経済の実現を目指すとされております。少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、生産性革命と人づくり革命に取り組み、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりを築くとしております。成長と分配の好循環により、国民全体が成長を享受できる全世代型の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、若者から高齢者まで安心して暮らすことができる社会を目指すとしておるところでございます。

平成30年度の国の予算は、経済・財政再生計画の最終年度として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とし、国債費を含め、一般会計歳出の総額は97兆7,128億円となり、前年度対比0.3%の増となっております。先ほども述べたとおり、人づくり革命、生産性革命、財政健全化などが重点施策となっております。

また、埼玉県の平成30年度予算案は、前年度対比0.1%増の1兆8,657億6,000万円となっております。平成30年度当初予算では、未来への投資として、「スマート社会へのシフト」、「チャンスあふれる埼玉」、「魅力発信 埼玉」を最優先に取り組み、限りある財源を重点的に配分した予算が編成されておるところでございます。

それでは、平成30年度の町政運営方針につきまして申し上げます。

これから本格化する人口減少、超少子高齢化社会に立ち向かうため、昨年度策定した第5次上里町総合振興計画における将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く ハーモニータウン上里」の実現に向け各種施策を実行しております。

また、平成30年度においても、地方創生関連として、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦

略の各種施策への取り組みと効果検証を実施してまいります。

平成30年度の新たな事業を幾つか申し上げますと、公立保育所詳細設計業務委託、藤木戸勝場線歩道整備工事費、神保原小学校・上里北中学校営繕工事等設計委託、上里中学校夜間照明工事設計業務委託、上里町民体育館改修工事などを予定しております。

ソフト面では、がん検診料等無償化、定住促進奨励金、防災マップ作成業務委託、消防団員の準中型免許取得を推進、受付番号表示発券機、歴史観光ガイドマップの作成などを予定しております。

また、上里中学校の外構整備を引き続き実施し、グラウンド整備・緑地整備・防球ネット設置等を行い、平成27年度より実施してまいりました外構整備事業を完成させる予定でございます。

平成30年度も第5次上里町総合振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の双方の施策を中心に、行政運営を取り組んでまいります。

続きまして、平成30年度当初予算の概要について申し上げます。

上里町の財政状況は、歳入の町税におきましては、景気動向を踏まえ増収が見込まれるところでございます。

また、社会保障経費や小・中学校改修工事等による借入金の償還額の増加など経常経費の増加が見込まれております。このような状況下で施策の優先順位づけを行い、限られた財源を最大限効果的かつ効率的に執行していくことが重要であると考えております。

当初予算の編成に当たりましては、町税の増収を見込むとともに、国の地方財政計画や平成29年度決算見込み額をもとに、地方交付税、国庫支出金などさまざまな要因による歳入を適切に見きわめながら、社会保障費など住民ニーズに対応した必要な歳出として予算編成を行ったところでございます。

平成30年度一般会計予算は、前年度対比4.7%増額の87億5,430万円、特別会計4会計予算は、前年度対比マイナス12.6%の53億2,028万2,000円、企業会計2会計は、歳出ベースで前年度対比マイナス3.6%の13億4,401万9,000円といたしたところでございます。

平成30年度当初予算における主な増減理由について、歳入面では、町税、地方消費税交付金、さらに、民間保育所整備事業、障害者福祉サービス費、障害児通所給付費などによる国庫支出金、県支出金が増額となっております。一方、株式等譲渡所得交付金、コミュニティ助成事業により諸収入などが減額となっております。

歳入のかなめとなる町税は増収を見込んでおりますが、引き続き厳しい社会情勢にある中でも、基金の有効活用などにより地方債発行額の抑制に努めてまいります。

歳出面では、第5次上里町総合振興計画、地方創生のそれぞれの主要施策に重点を置き、新

規や継続事業を実施してまいります。社会福祉事業、子育て支援事業、生活道路の整備、公共施設の修繕工事、子供たちの教育環境の整備など多くの案件がございますが、1つずつ着実に平成30年度も事業を遂行してまいりたいと考えております。

まだまだ厳しい社会情勢の中ではありますが、町民の視点に立ち、町民生活の安全や福祉の向上を最優先した施策を実施するとともに、「住んでよかった町 上里町、住んでみたい町 上里町」と思われる町づくりを町民の皆さんと一緒に進めてまいります。

以上が、予算を含めた施政方針とさせていただきます。

最後になりますが、12月定例議会以後の行政報告を申し上げます。

主なものとして、1月7日に第64回成人式がワープ上里において行われ、341の方が新成人として大人の仲間入りをし、新たな門出を祝いました。

1月11日より3日間、上里町文化振興協会、上里町、一般財団法人地域創造の共催により、公共ホール音楽活性化事業を実施いたしました。プロのバイオリニストを迎え、萌美保育園、神保原小学校、長幡小学校、公民館利用団体に対し、訪問コンサートを実施いたしました。最終日には、ワープ上里でコンサートを開催し、多くの方がプロの演奏に酔いしれたところでございます。

2月9日に、行田市教育センターで開催されました第18回交通安全教育技能コンクール方面別大会において、本庄警察署と上里町役場の合同チームが、高齢者を対象にした寸劇を披露し準優勝をしました。4月に行われる県大会に出場することになりました。

2月11日、ワープ上里で開催されたレクリエーション協会交通安全カラオケ祭りが行われ、交通安全や振り込め詐欺の啓発のため、おまわりさん・子供歌舞伎が上演され大変好評でした。本庄警察署の協力のもと、子供たちの歌舞伎により上里町の交通事故の状況や対策、振り込め詐欺手口の紹介をし、啓発を行ったところでございます。

また、3月25日には、第27回上里町乾武マラソン大会が開催されます。今回はゲストランナーに、オリンピックや国内外のマラソン大会で活躍されたホクレンスポーツ・アンバサダーの赤羽有紀子さんをお迎えし、21種目1,651名のランナーの参加で盛大に開催されます。春の日差しの中、力走するランナーを、たくさんの皆さんと応援したいと思っております。

4月8日には堤調節池運動公園において、第6回かみさと桜まつりが実施されます。桜の開花予想が例年並みとのことでございますが、満開の桜のもと盛大に開催できることを願い、現在、準備を進めておるところでございます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきますが、議員各位におかれましては、これから新たな新年を迎えますが、町政発展のため、引き続き、御指導、御協力をお願い申し上げます。

て、私の施政方針及び行政報告とさせていただきます。御清聴を心より感謝を申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 以上で町長の施政方針及び行政報告を終わります。

◇

◎日程第5 諸報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

次に、規則等の制定及び一部改正が、報告事項として提出があり、お手元に配付しておきましたので御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時34分休憩

午前9時45分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加について

○議長（納谷克俊君） ただいま戸矢隆光議員から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

戸矢隆光議員の議員辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、戸矢隆光議員の議員辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◇

◎日程第47 議員辞職について

○議長（納谷克俊君） 日程第47、戸矢隆光議員の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、戸矢隆光議員の退席を求めます。

〔戸矢隆光議員退席〕

○議長（納谷克俊君） 事務局をして辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局朗読〕

○議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

戸矢隆光議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、戸矢隆光議員の議員辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前9時52分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第6 一般質問について

○議長（納谷克俊君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号11番日本共産党の沓澤幸子です。

通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は子育て支援について、生活保障対策について、公園整備についての3点です。

順次質問をさせていただきます。

1、子育て支援について。

①公立保育園の定員規模と子育て支援センターについて。

公立の新保育園の定員規模は70名と聞いていますが、定員と各年齢別定員数について確認すると同時に、定員に対する園舎の総床面積についてお聞きします。

12月に、平屋建ての保育園に併設して、子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を整えたいと答弁されていました。しかし、指摘したとおり、中央公民館跡地は中央保育園と同程度の限られた施設のため、保育園は2階建ての提案がされているようにお聞きしました。いざという場合の安全面からいっても、保育園は平屋建てが理想的です。むしろ、支援センターは保育園の併設にこだわらず、（仮称）健康増進

センターとの併設またはその近くに建設してはどうでしょうか。（仮称）健康増進センター建設地は、老人センター、保健センターとあわせ中央保育園の跡地も利用できます。妊娠期から子育て期の支援の場としては、保育士と同時に保健師の役割も大事になってまいります。保育園と併設しなくても、保育士や保健師などをきちんと配置することが大事なのではないでしょうか。子育て支援センターの建設場所を変えることで、保育園の子供たちにとっても広い庭の確保が可能になりますので、町長に質問をいたします。

②町内全体の保育園設置計画について。

町全体の保育園の定員は、既存の民間保育園において50名の増員が図られ540名になります。公立は50名減って70名になるようではありますが、七本木地域に110名の民間保育園が新設される予定であり、町全体の定員数は720名になる予定です。以前、公立保育園をなくしたら長幡地域に保育園がなくなってしまうのではないかと質問しましたところ、町長は、民間で長幡地域につくりたいという要望もあると答弁されていました。

上里町子ども・子育て支援計画を作成するに当たって行ったアンケートでは、未就学児童の保護者への設問で、施設サービスを選ぶときに大事にする点の第1番は自宅から近いことであり75.6%でした。公民館も児童館も地域にバランスよく配置されています。新年度の長幡保育園入所希望者は64名と需要もあります。子育て支援施設の1番とも言える保育園を、長幡地域からなくしてよいのかどうか。今後も長幡地域には民間誘致を積極的に行う必要があると考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

③子育て支援センターの役割と児童館の有効活用について。

上里町には全小学校区に児童館がありますが、児童館の利用者は午後の放課後児童クラブ生が中心であり、乳幼児や一般の児童・生徒たちの利用は伸び悩んできました。しかし、子育て中の方々のニーズがないわけではありません。

例えば、男女参画推進センターのセミナーホールで月2回開催しているつどいの広場を12月に見学させていただきました。15組ほどの親子連れが大変和やかに交流をしていたところです。一方で、同じ施設内の児童館はあいています。つどいの広場ではボランティアさんが、こんにちは、よく来たねと温かく迎え入れてくれています。立派な建物があっても、訪れたときに誰もいなければ利用されないのです。温かく迎える人がいるから利用者が集まり、交流が広がり、子育てについて教えたり学んだりの輪ができ、結果として子育て支援になっていくのではないのでしょうか。

また、乳幼児のうちは睡眠回数も多く、離乳食の準備などもあるため、支援の場所も自宅から近いことは大事な要素です。町の中心に子育て支援センターをつくることと合わせ、既存の各地域にある児童館の午前中の職員体制を整え、つどいの広場のように、子育て中の親子連れ

が集えるよう有効活用することについてお聞きしたいと思います。

④乳幼児おむつ等購入費助成制度について。

この制度はできてから2年目であり、申請期間が1年間ということから、今年度初めて交付状況がつかめたところだと思います。お聞きしましたところ大変高い申請率とのことであり、助成制度が若い親御さんに喜ばれていることが伺えます。

昨年、この申請に当たり、煩わしいレシートの添付をなくすことや金額の引き上げなどについて質問しましたところ、町長は、検討したいと答弁されました。前回も述べたとおり、1カ月1袋と計算しても助成金の1万円以上になるわけであります。難しい検討課題ではないと思いますので、どのように検討され改善されるのかお聞きしたいと思います。

2、生活保障対策について。いわゆる貧困対策です。

①生活保護費について。

今年は5年に1度の生活扶助基準の見直しの年です。政府は、最大5%、平均1.8%、年間210億円、国費分で160億円の引き下げ方針を打ち出しています。2013年に、最大10%、平均6.5%、年間890億円、国費分670億円の引き下げがあったときには、支給日前になると1日2食にしても足りなくて友人のお世話になっているという相談もありました。

こうした生活の上に連続引き下げを行うというわけです。

政府は、国民の一番所得が低い10%の階層の消費実態と生活扶助基準を比較して、一般低所得者との均衡を図るための引き下げと説明しています。所得が最も少ない10%の層の所得は1999年の162万円が下がり続け、2014年には133万円と15年間で29万円も下がっているのです。収入下位10%には、生活保護基準以下で暮らしている方が多く含まれているため、この比較で見直すならば保護基準の再現のない引き下げが起こります。健康で文化的な生活を保障できるきちんとした基準が必要です。むしろ、こうした層にこそ支援が必要なのではないでしょうか。今回の生活扶助基準の連続引き下げについて町長の見解をお聞きすると同時に、生活保護費の削減は、低所得者向けの国の42制度に影響することは厚生労働省が明らかにしています。住民税、保育料、介護保険料、就学援助などに連動する重大な問題です。2013年度の引き下げ時にも他の制度に連動しないよう求めましたが、どのように対応してきたのか。今後も連動させないことについてどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

②生活困窮者の国保税、介護保険料の軽減及び免除基準について。

国保税は所得の1割を超え、保険料の所得の占める割合が最も高くなっています。退職被保険者など高齢者が多い上に、見直しのたびに上がり続ける介護保険料も加わって、高齢者の生活困窮は本当に激しくなっております。町には、国民健康保険税条例の減免基準判定表がありますが、基準表をつくって以来、低所得者の申請軽減はどのように行われてきたのでしょうか。

住民に、減免基準についてどのように周知してきたのでしょうか伺いたいと思います。

前年度と比べ収入が何割減った場合などの減免はわかりやすいのですが、恒常的に生活が苦しい場合の減免についてもわかりやすく示す必要があるのではないのでしょうか。国保税は、介護保険料を払うと生活保護基準以下になってしまう場合は、滞納処分の停止が適切に運用される必要があると思います。国保税の差し押さえ禁止の基準や滞納処分の執行停止の基準について、厚生労働省が今年の夏、都道府県に周知した内容は、1カ月ごとに10万円と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、1人につき4万5,000円を加算した額は差し押さえることができないという内容です。滞納処分の停止における生活困窮の基準についても、同基準額の生活になるおそれがある場合は滞納処分の執行停止ができる。こうした内容を、町民にどのように周知徹底するお考えなのかお聞きしたいと思います。

③国保税の多子世帯の均等割の負担軽減について。

12月議会では十分な議論ができませんでしたので、再度お聞きします。

国保の広域化移行に当たり、スムーズに移行したいという町長の考えのもと、上里町は課税方式も4方式で保険料も変えないまま、県単位化の新制度に移行するようです。そのため、2方式と比較した場合の均等割額は上がりませんでした。しかし、現状でも国保分1万5,000円、後期高齢者支援金分8,000円であり、子供1人当たりの均等割は2万3,000円にもなります。子供が増えれば負担は増えますので、所得がない多子世帯ほどその負担は大きくなります。ふじみ野市、富士見市においては、第3子の均等割は免除と決定しています。上里町でもそうした決断をしていただきたいのですがどのようにお考えでしょうかお聞きします。

3、公園整備について。

烏神流川河川公園整備構想について。

インター西側の烏川・神流川総合運動公園については町長の公約でもありました。2016年12月には、河川管理者である高崎河川国道事務所へ相談した結果、国による整備や国庫補助制度の活用はできなくなっているとのことでしたが、町長は、今後、河川管理者やインター周辺事業者などの関係機関との意見交換会や実現化方策などの勉強会を立ち上げて検討したいと、その後も意欲を示されていました。その後の検討内容と関係機関との話し合い状況についてお聞きしたいと思います。

②忍保運動公園の遊具の広場等の改善について。

春めいてきて草花が芽吹く季節になりました。1年前、忍保パブリック運動公園の、主に遊具の広場の草対策について、町長は、公園が整備されて以来芝生は一回も張りかえていないので、何とかしなければならないと考えていると答弁されました。駐車場についても、不足している状況ではないが、公園入り口近くの遊具の広場付近への駐車場整備の必要性も認められ、

早急に検討したいと答弁されていまして、どのような検討がされたのかお聞きしたいと思います。

同時に、公園の管理方法として提案があります。

野球場とソフトボール場の管理は現在のままでよいと思いますが、それ以外のグラウンドゴルフ場や児童遊具広場などの除草は、現在は年間260万円の委託契約によって年9回ほどの除草作業が行われているわけですが、繁茂期においては除草作業が追いつかないために、毎年のように草対策が課題になってきました。

こうしたことから、草の繁茂する5月から10月までの間などを中心に、忍保パブリック運動公園など町を代表する公園については常駐の管理に切りかえてはどうでしょうか。野球場等を除いた広さは約4ヘクタールです。一気に全体を刈るのではなく、計画的に毎日少しずつ刈ることで常にきれいに維持できるのではないかと考えます。草が生い茂っていて遊べないことがないようにすることが第一課題と考えます。

また、公園の遊具についても、子供たちの意見を取り入れて、もう少し魅力的なものを設置するなど、遊具の広場を改善し魅力的なものにすることについて町長にお聞きし1回目の質問とさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員の公立保育園の定員規模と子育て支援センターについての御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、公立保育園の定員規模、建設規模につきましては、保育所等建設検討委員会において、平成32年4月開園に向けた協議が終了し、2月20日に委員長より報告書が提出されてきたところでございます。

報告書では、まず、公立保育所の定員規模につきましては、今後、上里町保育定員が、民間保育園の増改築による定員増や新設園の進出などにより大幅に増加する見込みとなり、民間保育所の定員計画と上里町の保育必要数を踏まえ、70人が適切であるとの報告をいただいたところでございます。

また、建設規模は、今後の保育必要数が大幅に増えても対応できるよう、保育室面積は40平米を基準に整備し、子育て世代包括支援センターは、事務室、相談室、授乳室に加え、来所した児童が遊べるふれあいルームを備える整備が望ましいとの報告をいただいたところでございます。

今回御提出いただいた報告書に沿って、来年度の実施計画に反映し計画を進めてまいりたい

と、このように考えておるところでございます。

また、延べ床面積はいかほどかという御質問でございますけれども、基本設計では1,000㎡程度とする予定であると思います。主な設備を申し上げますと、保育室（0歳児から5歳児）40㎡×6室。3.3㎡／1人（0から1歳児）、1.98㎡／1人（2から5歳）。遊戯室は144.5㎡、事務室（医務室兼）67平米、面積基準はないわけでございます。給食室（調理室、調理室前室、食品保管庫、下処理室を含む）100平米、これは面積基準はないわけでございます。

次に、町の予定している併設機能について。

子育て世代包括支援センターは、妊産婦や乳幼児等を対象とした各種相談業務及び対象者と関係機関をつなぐ業務を行い、子ども家庭総合支援拠点は、虐待等で支援が必要な子供や家庭等に係る福祉事務事業を行うものでございます。そのため、常時相談者が訪問する場所ではないことから、事務スペースや相談スペースを双方で使用することを想定しておるところでございます。

保育園に併設する理由といたしましては、より効果的な支援につなげるために、同一機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的な支援を実施することが求められておるためでございます。

次に、町全体の保育施設計画についての御質問にお答えを申し上げます。

町全体の保育園設計計画につきましては、平成27年3月に策定した上里町子ども・子育て支援事業の中で、教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保として定めているところでございます。

教育・保育提供区域の設定に当たりましては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢など、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることの判断から、小学校単位などによる地域区分ではなく、町全体を1つの区域として定めておるところでございます。

このことにより、平成29年12月に開催されました上里町子ども・子育て会議におきましても、町の現状に応じて、町全体の必要量を基準とし、その量の見込みと確保方策について定員変更を行ったところでございます。

その内訳といたしますと、萌美保育園が認定こども園への移行により10人、れいんぼ一保育園が30人、ひまわり保育園が移転に伴い10人それぞれ増員となり、合計50人増の定員変更を行いました。今後も、町内民間保育園の定員増と新設及び公立保育園の統合等に対しましては上里町子ども・子育て会議を開催し、順次対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、保育施設は七本木地域への偏りがあるのではないかという御質問でございますけれども

も、近年、交通手段等の発達により、上里町の住民の通勤、通学、買い物等の生活圏も小学校区内に限定されず、町内全域から近隣市町まで及んでおるところでございます。このことにより、保育施設の立地状況からは七本木地域への偏りがあるように見受けられますが、町全体を1つの生活圏として考えた場合は、保育の提供に垣根はないと考えております。

また、議員御質問の地域間格差につきましては、平成31年度策定予定の第2期上里町子ども・子育て支援事業計画の準備として、来年度、教育・保育や子育て支援のニーズ調査を実施する予定でございます。その中で、教育・保育の格差等も含めた保護者の意見を把握したいと考えておるところでございます。

次に、子育て支援センターの役割と児童館の有効活用についての御質問にお答えを申し上げます。

子育て世代包括支援センターにつきまして、平成29年3月に策定した第5次上里町総合振興計画（前期基本計画）において、子育てに関する相談、情報提供、交流の場としての整備を掲げておるところでございます。

その設置場所は、平成32年4月開園の保育所の併設機能として設置することが望ましいと、保育所建設検討委員会から報告がなされたところでございます。その理由といたしますと、公立保育所は地域の子供を育てる子育て支援の拠点としての役割を担う場であることから、子供の発達段階における状態の変化を早期発見ができる場、あわせて、相談ができる場を併設することで、乳幼児期から将来にわたる支援を可能にすることができるというものでございます。

国の定めるまち・ひと・しごと創生基本方針（平成27年6月30日閣議決定）において、子育て世代包括支援センターについては地域の実情に踏まえながら、平成32年までに全国展開を目指す位置づけられております。そのため、同時期の開設である新園舎への併設を考えたところでございます。

次に、議員の質問の各地域の児童館の午前中を活用できないかについてでございます。

現在、各児童館では、子育て支援事業といたしまして、幼稚園、保育園の就園前の家庭で育児をしている親子を対象に育児教室を実施しており、遊びを通して親子のコミュニケーションを図り、子育て中の親同士の触れ合いを通して、子育てについて考え、育児に対する認識の向上を図っております。

その内容といたしましては、親子体操教室やママピクス、ベビーダンスなど親子で体を動かしたり、ピアノの音楽に合わせてリズム遊びをするリトミックや、親子でつくる季節の工作や手遊びなどを各館ごとに実施しております。しかし、事業の実施されない日曜日には来館者が少ない状況がございます。そこで、現在、放課後児童クラブ生が集まるまでの児童館を未就学児の親子の集える場としての役割を担えるよう、5館で協力し検討しているところでござい

す。

また、公立保育所開所後に、併設の子育て世代包括支援センターより児童館へ専門スタッフを派遣し相談事業を行うことにつきましては、今後、児童館と密接に連携し、保護者からの意見や児童館アンケートも取り入れながら運営できるか検討していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、4番の乳幼児おむつ等購入費助成についての御質問をいただいたところでございます。

現在、上里町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた子育て支援施策の充実に向け、平成28年4月1日から、上里町乳児おむつ購入費助成金支給事業を開始しております。

まず初めに、平成28年度の支給対象児童における申請率についてでございますが、193名の支給対象児童に対し、平成30年2月末までに178名分の申請がありましたので、92%と高い申請率となっておりますところでございます。

なお、昨年の3月末の申請率と比較いたしますと96名分申請があり、約50%の申請率でございますので、翌年度に申請する方も大変多くなっておるところでございます。

次に、現金での支給についてでございますが、この購入費助成制度は、少子化対策における子育て支援策として実施するものでございます。

そこで、本事業は、出生した子供に直接役立ち、あわせて、子育て世帯への経済的負担の軽減を図り、子供を産み育てる世帯が増えることを目的としておりますので、出産祝い金などと同じ単なる支給事業に変更することは現段階では考えがたいものであります。

なお、この事業につきましては、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で5年間取り組むこととなっておりますので、今後も事業を継続し、利用者からの声を聞きながら、よりよい実施方法について考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、生活保障対策についての生活保護費についてでございます。

生活保護は、資産や能力等全てを活用しても、なお、生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度でございます。

上里町でも、平成30年2月現在で261世帯、371人が受給しており、年々増加傾向にあります。生活保護費は、世帯ごとの基準額を定めている最低生活費認定調書を使用し、対象者の状況に応じて決定されます。国は、全国消費実態調査などをもとに、生活保護基準の見直しを5年ごとに実施しており、今回、平成30年10月から3年にわたり段階的に引き下げるとしてあります。受給額としては、最大で5%減額となり、町村部より都市部の世帯で減額になる傾向が強いようございます。国は、引き下げの根拠を、受給者以外の低所得世帯の消費実態との均衡としており、食費や光熱水費などの生活扶助費を引き下げるとしてあります。

議員のお話にもありましたが、生活保護費が引き下げられることで、受給世帯以外の低所得世帯が影響を受ける場合が考えられます。生活保護費の引き下げに伴い、税制改正により住民税の非課税基準も引き下げられた場合には、社会保障分野などの各種サービス助成への影響が及びます。また、就学援助費や保育料などの制度では、決定における過程で、生活保護の最低生活費基準を参考にしているため、最低生活費が引き下がることで影響が及ぶ場合がございます。

今回の生活保護費の引き下げに係る詳細の情報や、地方単独事業制度に生じる影響への対応方針などにつきましては、現在のところ、国や県から示されておらない状況でございます。生活保護費の引き下げの影響を受ける各種制度につきましては、国や県の動向を注視し、各種制度の趣旨や目的、実態などを考慮しながら対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、生活困窮者の国保税、介護保険料の軽減及び免除基準についてでございます。

まず、国民健康保険税についてでございますが、国民健康保険税は低所得者に対する軽減措置があり、その世帯の所得状況により、応益割を7割・5割・2割減しております。また、会社都合で離職されて国民健康保険に加入する場合などは、申請により税が軽減されます。

国民健康保険税の減免につきましては、国民健康保険税条例に基づく国民健康保険税の減免基準を定めております。その中で、生活保護に移行される方は、その年の国民健康保険税が全額免除となりますが、生活保護世帯に準じた収入の世帯につきましては、生活保護費の算定基準を準用して減免の率を算定しておるわけでございます。生活保護の基準が下がれば、税の減免基準もあわせて下がることになります。

なお、減免の判定には前年からの収入激減だけでなく、申請前後3カ月の収入状況を勘案します。直近で継続して収入も蓄えもないようでしたら減免の可能性も出てまいりますので、御相談の中で、必要に応じて案内を差し上げておるところでございます。

また、国民健康保険の短期証・資格証につきましては、期限を守って納付している方との公平性を保つ必要があり、法的にも規定されておりますので、引き続き運用してまいります。国民健康保険税を支払うことにより、生活保護世帯より厳しくなるような場合には、そのような状況もあわせて相談をいただきまして、関係部署と連携を図ってまいるところでございます。

あわせて、住民税には、生活保護基準の級地区分による、市町村条例で定める非課税限度額がございます。地方税法の改正が行われて非課税限度額が引き下げられれば、これまでの非課税者が課税となる場合があります。住民税が課税か非課税かによって、各サービスの判定基準にも影響が出てきますので、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

また、介護保険料につきましては、軽減は、第1段階の方は基準額の5%を国・県・町によ

る公費負担により軽減しており、第6期の保険料額としては、第1段階は2万7,900円のところ2万5,100円となっておるところでございます。

介護保険料の減免につきましては、上里町介護保険条例の基準、事務取扱要領に基づき行っております。町の条例は介護保険法に規定されており、具体的な表記とはなっておりませんが、窓口等に相談のため来庁していただいた際には、御理解いただけるよう詳細な説明を心がけておるところでございます。

また、これら減免制度等の住民への周知につきましては、広報かみさと、ホームページ、納付通知書同封の案内などでお伝えをしているところでございます。また、窓口で納付の相談を受ける中、生活状況や財産状況をお聞きし、その方の生活再建のために必要な御案内を差し上げております。支払い能力を判定して、納付緩和も視野に入れながら、減免についても必要に応じて案内をしているところでございます。

今後も、減免基準の改正等に関しましては、国や県の動向及び示される内容を注視し、近隣市町の状況や施策についても調査・研究をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、③の国保税の多子世帯の均等割の負担軽減についてでございます。

平成30年度の国民健康保険広域化に伴い、上里町の税率改正・課税方式につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し審査を重ねてきたところでございますが、国からも加入者の激激な負担増を避け、円滑な制度移行を重視するようとの指示があり、平成30年度は税率・課税方式につきましても据え置くべきだという答申を受けております。

これまでの試算では、県への納付金が非常に大きいものとなり、税率も大幅に上げなくてはならないのではないかと心配しておりましたが、税の不足に対し、激変緩和のための公費投入が行われることになり、30年度予算案における町の繰入金は当初の見込みより落ち着いたものとなっております。しかし、赤字であることは変わりはなく、また激変緩和措置分も税で賄わなくてはならないため、今後平成30年度の決算を見て、計画的に税率と賦課方式の改正を行っていく必要がございます。

県全体で統一保険料を目指すには、賦課方式も現在の4方式から2方式へと変更していく必要があります。資産割と平等割をなくし、応能割である所得割と、応益割である均等割を5対5の配分に近づけるものでございます。現在7対3に近い上里町の現状からすると、人数に応じて計算される均等割について税の比重が大きくなることが予想されるものでございます。

多子世帯に係る均等割の負担軽減の例では、県内ではふじみ野市と富士見市が平成30年度より第3子以降の均等割を無償化するようでございます。赤字である状況で、さらに国民健康保険税を減額することは、一般会計への負担を大きくすることでもありますので、上里町ではこ

これらの事案を研究して、慎重に検討してまいりたいと思うところでございます。

次に、3、公園整備についての烏神流川河川公園整備構想についてお答えを申し上げます。

烏神流川河川公園につきましては、平成28年12月議会で沓澤議員から御質問をいただいた経緯がございます。

これまで、烏川神流川総合運動公園では、忍保パブリック公園や上里ゴルフ場、宮多目的運動場が整備されております。上里スマートインターチェンジ西側につきましては、花を楽しむピクニック広場やアスレチックができる健康広場などの遊戯・休養ゾーンとして位置づけられておるところでございます。

上里スマートインターチェンジ周辺では、下り線側では大和ハウス工業が東側敷地の造成工事に着手されております。上り線側には上里カンターレや中央軒煎餅がオープンし、昨年11月には農産物直売所やレストランを有するアグリパーク上里がオープンしました。隣接する店舗の来客数の増加など相乗効果も上がっていると聞いておるところでございます。

これらを踏まえて、町では上里サービスエリア周辺地区整備事業推進計画庁内連絡協議会において、公園整備の先進事例の研究として、深谷市にあります埼玉県農林公園及び杉戸町にあります道の駅アグリパークゆめすぎとの視察を行いました。両施設とも、管理運営方法や事業実績等について担当者から聞き取りを行い、本公園整備の参考としていく予定をしておるところでございます。

また、上里スマートインターチェンジ周辺に立地した民間事業者3社との事務レベルでの情報交換や、今後の連携方法について定期的に打ち合わせを行っておりまして、その際、周辺地域等についての意見交換も行っております。いただいた意見といたしましては、神流川河川敷にイベント広場やジョギングコースの設置といったものがありました。

神流川では、これまでに、隣接する神川町において、国が遊歩道や護岸等の河川環境整備を4億円程度の事業費で実施したということでございます。私も、上里スマートインターチェンジ西側では、河川敷の環境を生かした水辺公園やバーベキュー広場といった憩いの場所に望ましいと考えておりました。国の事業で是非実施していただきたかったところでございますが、現在では状況が変わりまして、国が整備する事業がなくなっておるわけでございます。

今年度、国の高崎河川国道事務所に相談をしたところ、これまでの河川環境整備事業のようなものはできないが、維持管理の範囲で樹木の伐採やちょっとした階段護岸の設置など、内容によっては協力できるようなお話も伺っております。そのため、町が実施するに当たっては、費用面や維持管理といった問題がございますが、スマートインターチェンジ周辺地域の整備について、関係する民間事業者や国等と意見交換をしながら、引き続き、実現化に向けて研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、忍保運動公園の遊具の広場等の改善についてお答え申し上げます。

忍保運動公園は多目的運動場として、野球場4面、ソフトボール場2面、児童遊具広場、グラウンドゴルフ場などが整備された施設でございます。

町では忍保パブリック公園全体の維持管理をしており、そのうち野球場では、練習や試合等で利用している各団体の皆さんにも細かな施設管理をしていただいております。

また、児童遊具広場やグラウンドゴルフ場は、憩いの広場として、また、健康づくり・体力づくりの場として町民の皆さんに広く利用していただいております。

児童遊具広場やグラウンドゴルフ場は、面積3.8ヘクタールで、維持管理として、除草、週2回の場内の清掃をするなどを含めまして年間約260万円でシルバー人材センターへ委託しております。その中でグラウンドゴルフ場は9回、児童遊具広場は6回、他の植え込み3回の除草作業を実施しております。

今年度はグラウンドゴルフ場につきましては、除草時期について協会と連絡を密にし、大会時期や現地の状況により実施し、児童遊具広場なども同様に除草の頻度を変えるなど、限られた予算の中で工夫をまいりたいと考えております。

芝の管理につきましては、4月から10月にかけて、7日に1度刈り込み……。

次に、忍保運動公園の児童遊具広場とグラウンドゴルフ場につきましては、1回の作業で五、六人の人員が短期間で作業しております。敷地面積も広く、係員常駐で管理する場合には、常駐人数や管理内容など、今後の管理方法については十分検討する必要があり、契約方法についても調査・研究をまいりたいと考えております。

忍保パブリック公園の児童遊具広場には、木製複合遊具とターザンロープがございますが、設置後25年が経過し、毎年1回の点検を行い、必要に応じて修繕等の対応をしてきている状況でございます。忍保パブリック公園に限らず、町内の公園の遊具は劣化が進んでおり、使用中止としている遊具が多数ございます。昨年10月に完成したあおぞらパーク、来年度3号公園が完成いたしますと公園の新設が一段落いたします。今後は、町内の既存公園についてリニューアルといったことも考えていかなければならないと思います。その中で、忍保パブリック公園につきましても、遊具の新設や駐車場の整備を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） それでは再質問をさせていただきます。

まずは子育て支援についての部分のところなのですけれども、公立は民間のめどが立ってき

たということで70名定員という、当初80名という話も聞いていたのですけれども落ち着いたようであります。それはそれでいいのですけれども、やはり保育園は平屋で、どの教室からも園庭にすぐ出られるような、また、いろいろな避難とかの場合でもそういう形が理想的ではないかなというふうに思います。都会で敷地がない場合においては、どうしても2階建て、3階建てとなりますけれども、みずからなかなか逃げられない、そういうところにおいては安全を優先すべきではないかなというふうに思います。

町長が、公立保育園に併設することで、一体的に発達を見たりとかそういうことができるので、一体的な支援ができるのでそこを推進したいということでありますけれども、私も当初は、こういう狭い場所に保育園が決定するとは思っていませんでしたので、新しい町立保育園ができたときには、そういう場所に子育て支援センターを併設してくださいと言った経緯もあります。しかしながら、いろいろなことを考えていったときに、最低基準よりもちょっと広めの保育園をつくっていただくということもすごく素晴らしいことだと思います。つくったからには大事に使っていく。そうしたときに、やはり庭は広く確保してあげたいなということから、私もいろいろ考えた結果、それでは一体的な支援としてふさわしい場所はないかなと思ったときに、やはり発達をきちんと見通せるというのは保健師の役割もすごく大きいわけです。

それで、保育士はもちろんですけれども、議会運営委員会で茨城県的美浦村に行ったときに、みほふれ愛プラザというのを見学させていただいたのです。そこでは、子育て支援センターと併設して地域の直売所、地域産品直売所というのが併設されているのです。そのプレーンルーム、いわゆる子供たちが集うその場所には保健師さんが責任者で配置されておりました。保育士さんですかとお聞きしたところ、私は保健師ですということでした。保育士ももちろん3人いますと。そのほかにもパートさんとかボランティアさんがいるんですよという説明があったわけなのです。

保育士をきちんと配置すれば、特別そこにこだわらなくてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺について、町長は、どうしても保育園のもとでないとい体的な支援ができないとお考えなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今回の計画につきましては検討委員会でいろいろ検討させていただいた経緯がございます。

沓澤議員からいろいろ今日まで御指摘もございましたけれども、ややそういう方向で、沓澤議員もある程度はやむを得ないのではないかなというような御意向であるように思うわけでございます。

保健師等が配属されて併設を、保育所と一緒に併設するというはどうしても必要欠かざるを得ないのではないかなど、そんなふうにも思っておるわけでございますので、今回の建設に当たりましては、是非、沓澤議員の御理解も賜りたいとこのように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） つくってしまったから移設するというは不可能なわけなのでもう少し議論を、今までそういう提案はなかったと思うのです。今年度に入ればたばたと中央公民館跡地というのが浮上してきた経緯があります。それで、その狭い敷地内でどのように、支援センターにもいいように、また保育園にもいいようにというふうに考えたときに、やはり支援センターが移ったほうがどちらにとってもよいのではないかという提案なのです。それは新しい提案でありますので、検討委員会の方々にも再度検討していただきたいなというふうに思っているわけなのです。

この美浦村におきましては非常に珍しいケースだと思います。直売所が、入り口、玄関から入って右側が直売所で、そして正面からがプレーンルームがあったり、2階には次世代の交流の広場があったり研究室があったり、そういう形で子育て支援センターの一環である一時預かりの部屋もありました。ですけれども、4月にオープンして10月には、子育て支援センターは1万人の利用客を突破したという、そのぐらい画期的なところなのです。だから、保育園に併設しなければ一体的な支援ができないということはないというふうに私は思うのです。

全国の子育て支援センターを見ましても単独の施設もいっぱいあります。もちろん、本庄市のように保育園に併設しているところもあります。やはり広い敷地が確保されているからこそそれが可能なわけでありまして、保育園に子育て支援センターを併設することによって、保育園の子供たちの伸びやかに遊ぶスペースを狭めるのでは、両方にとってもマイナスではないかというふうに思うのですけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 子育て包括支援センターは利用者支援事業、子育て支援事業、母子保健事業などを活用し実施することが想定をされておるところでございます。そのために保健センターへの併設も可能と思われませんが、既存の保健センターのスペース等も考えますと施設の増改築が必要となり、あわせて、国が定める開設時期が平成32年までということであつたわけでおるわけでございます。現段階ではそういうこともございまして、報告書にあるように、新園舎に併設の方向で進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 建設時期が限られているというのはわかるのですが、一回つくってしまうと、今公共施設をどのように維持管理して長寿命化していくかとかいう課題もあると思うのですが、一回つくった施設は簡単には壊せないし大事に使っていかなくてはいけないと思います。そして、つくった施設は利用されてこそ価値があるわけでありまして、一回つくったことで、庭が、ああ、もうちょっと広く欲しかったなと嘆きながらずっと20年、30年と使っていくのか。広さ的なことを言えば、保健センターと老人センターを複合していこうという、そのスペースと、今度は中央保育園の跡地が利用できるわけですから、あそこは広々とスペースが確保できるというふうに思います。当面、その期限に間に合わないのであれば、上里町には子育て支援の施設が、児童館が各地域に5館あるわけですからそれを有効活用して対応を図るということも可能ではないかというふうに思いますけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、国のほうでは、やはり平成32年までを踏まえてつくれと。そういうふうなお達しでございます。保健センターと併設ということも非常に有効なことであると思います。しかしながらそれまでにはなかなか間に合わない。そういうこともございますので、ひとつ御理解をいただきたいとこのように思っております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 時間がないので②にいきたいと思います。

町内全体の保育園設置計画のところアンケートはどのように生かされるのか。

やはり子育ての親御さんたちの8割近いわけですよ。75.6%が、施設サービスを選ぶときは自宅から近いことを優先的に。だから、何を言おうと、利用者がこのような声を上げていて、今年度の入所申し込みも長幡保育園は64名、需要がしっかりとあるわけなのですね。子育て支援は誰のためにするのか。

では、町全体を生活圏と考えるならば、公民館も児童館も町全体で考えればいいということになるのかどうか。

町長は、以前、このいろいろな民間保育園が決まる以前の話ですが、長幡地域にも民間の希望者があるから大丈夫だと言わんばかりの答弁だったと思います。公立がつかれないなら民間を積極的に長幡地域に誘致していく必要が——もう町長はおやめになるわけですので、

いく必要があると考えるのかどうか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 御指摘をいろいろいただいておりますけれども、長幡地区にも、当初は、是非保育園が欲しいというような地元のお話もあったわけですが、検討委員会でその辺のところもつぶさに検討したわけですが、長幡保育園をつくってきた当初とは人口比率も非常に変わってきておるわけですが、そういった意味では、町全体を1つとして考えて、中央でやっていただけるということも非常に大切ではないかなというふうに思っておるところでございます。また、検討委員会の中でも、特に長幡地区ではいけないというようなお話もなかったようでございますので、それらを踏まえて決定をさせていただいたところでございます。

当初は、長幡地区にも1つやりたいという民間の皆さんの方がおったわけですが、その方もやる気はないとか、ほかに民間の方がやるということでございますのでその方はやらないことになったわけですが、ひとつその辺のところも御理解をいただきたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 先ほど町長は、来年度ニーズを把握するというふうにおっしゃったわけですが、2015年3月に、この子ども・子育て支援計画を作成するに当たってニーズを把握した結果が、自宅から近いことを求める声はこれだけ高かったわけですが、新たにまたニーズを把握しても、このニーズに応える姿勢がなければ意味がないと思うのですけれども、こんなに高いニーズをばっさりと切り捨ててよいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今までのアンケート調査によりますと、近いところということで非常に高かったわけですが、今回の検討委員会の結果につきましては、いろいろ意見は出たようでございますけれども、そういった意見が非常に出不着であったということでもございます。これからアンケートを行うということは、中央にできますけれどもということでアンケートをとらせていただきたいと、このように考えおるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 時間がないので③番にいきたいと思います。

児童館の午前中の有効活用でありますけれども、各5館の児童館で検討をしているということでありました。これ長年の課題だと思います。本当に立派な施設があるのに利用されないでいるというのは本当にもったいないわけなのです。

それで、やはり、今日は育児教室を開きます、今日は何々をしますというそういうことも計画の中では必要だと思いますけれども、いつ行ってもスタッフがいて、そして、ちょっと疑問に思っていたり悩んでいることを聞いてくれたりアドバイスをしてくれる。または、一緒にかかわって遊んでくれる。そういう体制がやはり建物の中に人がいてこそなのだというふうに思います。つどいの広場は本当に、初めて参加させていただきましたけれども、あつたかくて、ほこっと、初めてお邪魔しても、きっとこれなら溶け込めるなというようなよさがありました。そういうものを是非、今日は何々しますというやり方とは別に、常にいつでも受け入れてくれる。行政側の都合ではなくて、住民が、今日は都合があるし子供の体調もいいから行きたいといったときに、行けば必ず迎え入れてくれる。そういう体制について検討する考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、児童館の未就学児の親子集える場として役割が担えるように、今5館で前向きに検討しておるところでございます。

いつ行っても、沓澤議員がおっしゃられるようにスタッフがいて、いろいろなアドバイスをさせていただいたり遊んでくれるということ、いろいろなちょっとした指導ができるようなそういう体制づくりも整えていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 乳幼児のおむつの購入費なのですけれども、5年間取り組むことになっているので、このまま5年間は様子を見たいという答弁だったかなというふうに思いますけれども、やはりこれだけ申請するということは、子育て世代の人たちが1万円でも本当に助かるというそういうことなのだと思います。この助かる人たちをもっと助けてあげたいなという。だから、絶対1万円では足りないわけでありますから、そこを、目的を子供たちに直接還元するおむつ購入費に充てたいという考えはそれでいいと思います。名前を変えなさいとか言っているわけではないのですけれども、それを、申請方法とかやり方の手順で、もっと受け取りやすいように、レシートをつけなさいとかそういう煩雑なことをやめることはすぐにはできないのではないかと思いますので、再度お聞きします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町内の事業所で使えるクーポンやおむつ現物支給を検討していきたいというふうに思っております。平成32年度の見直しどきまでにこれらを実施していきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 2番に移ります。

生活保護費のことなのですけれども、町長も言われたとおり、これは生活保護利用者だけではなくて、そこが下がることによってあらゆる低所得者の基準に、受けるサービス、制度の基準にかかわってくるという内容です。

町長は、こういう最低、下位の、収入下位10%の人たちを基準に生活保護費を見直しのたびに引き下げていくことについて、どのような見解をお持ちでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 生活保護を受けている方にとりましては、生活保護費を引き下げるということは大変であるなというふうに思っておるところでございます。町としてできることがあればというふうに考えておるところでもございますので、これから検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 先ほども言いましたが、所得が最も少ない10%の層の所得は、1999年から見ても、もう29万円も引き下がっています。それと同時に、ちょっと年代は変わりますが、社会保険料、19%上がっているのですね。国保税だとかいろいろな保険料。

そうすると、生活するお金というのが、実際使えるお金の枠がどんどん減っているということです。貧困ラインを引き下げるということは、今まで非課税だった人が課税される。生活内容は改善されていないのに、もうあなたたちは十分生活できるんですよというふうになってしまうわけです。そこが怖いと思うのですね。

それで、受ける制度については国や県の動向を注視してということでもありますけれども、国・県は——県はまだ言っていないですけれども、国はいろいろなものに連動させないような方向を打ち出しているようでもありますので、町としてもそのようにお願いしたいというふうに思います。

今現在、2013年度のときの引き下げはもっと大きかったわけですがけれども、それはどのような形になっているのか。どの制度を連動させずに食いとめてきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 現在のところ、今回の生活保護費の引き下げに伴う各種制度に生じる影響への対応方針などにつきましては国や県から示されておられませんので、今後の情報や各種制度の趣旨や財政負担の見直しなどを総合的に勘案して対応してまいりたいと、このように考えておるわけでございますけれども、先ほど沓澤議員のおっしゃられてございます5年前の生活保護費の引き下げに伴い、各種制度に生ずる影響への対応を申し上げますと、まず就学援助制度では、準要保護認定基準の算定方式で影響を考慮し、引き下げ前の基準による算定していますので影響は生じておらないようでございます。

次に、奨学資金貸付制度につきましては、同様に、認定にかかわる算定方式の影響を考慮し、こちらも引き下げ前の基準により算定していますので影響が生じておらないようでございます。

続いて保育料でございますが、子供の両親の同居者がいる場合の保育料の決定に影響があります。子供の両親の収入が最低生活費以下であった場合はその同居者の収入で算出され、最低生活費以上だった場合には子供の両親の収入で算出されて保育料が決定されますので、こちらは保育料が減額となっておりますようでございます。

以上が、5年前の生活保護費引き下げからの各制度にかかわる対応状況でございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

是非、国の動向も大事なのですが、これ大変なことでもあります。文化的な生活が送れるかどうか。所得の最低の人たちの生活が苦しくなれば生活保護基準を引き下げるといふのであれば、もうなし崩し的に引き下げになっていくわけでありまして、生活保護基準がもとにあって、それよりも低い所得の人は、むしろその人たちは生活保護に制度を受ける対象者なのではないかというふうに私は思っています。

②の生活困窮者の国保税、介護保険料の軽減及び減免基準についてでありますけれども、相談の中で減免を判定しているということでもありますけれども、相談が受けやすくするためにも、やはり徹底した周知が、このぐらいだと軽減の対象、減免の対象になるのですよ、執行停止になるのですよということがわかるような周知方法をしていただきたいと思っておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 住民への周知につきましては、広報かみさとやホームページ、納付通知書等の案内などでお伝えをしているところでございます。また、窓口で納付の相談を受けている中、生活状況や財産状況をお聞きしながら、その方の生活再建のために必要な御案内を差し上げておるところでございます。支払い能力を判定して、納付緩和も視野に入れながら、減免につきましても必要に応じて案内をしておるところでございます。

今後も減免基準の改正等に関しましては、国や県の動向を踏まえながら、近隣市町の状況も踏まえながら調査・研究をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 今現在、町がやっていることにあわせて、税務課のカウンターにもそういう制度を知らしめるものを置くとか、張り紙でわかりやすくするなどの周知の方法も取り入れていただきたいというふうに思うわけなのですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） それぞれの世帯がさまざまな生活状況でございますけれども、窓口で詳しく生活状況や財産状況をお伺いする中で、税の減免、納付方法、減免、生活保護費、保護等への該当の可能性を一緒に考えて関係部署と連携をします。納税相談の結果では、生活保護に該当している方も多く、減免についても必要に応じて案内をしておるところでございます。一概に申し上げられない部分もございますが、広報の方法については研究をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

広報の方法として私は今、窓口、税務課の窓口にわかりやすい——もらってもなくしてしまったりする場合がありますので、わかりやすい説明書とかカウンター等に張り紙的に、ぱっと見て、ああ、こういう軽減策があるんだなということがわかるように、来た人にもわかるようにしていただくことは簡単だと思いますので、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 税務課の窓口やカウンター等にもそれらのことができるかどうか検討

してまいりたいと。恐らく検討した結果、できるようにしていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

国保税の多子世帯の均等割の負担軽減でありますけれども、今回は、保険料はそのまま移行するということで、当初、2方式になったらどうしようと思っていたような大きな額にはならなかったわけですが、それでもやはり子供1人あたりは、支援分と合わせると2万3,000円なんです、上里町の均等割。子供が2人になれば4万6,000円、3人になればとどんどん増えていきます。ですので、やはり、少子化対策、子供の貧困を何とかしようという観点から見れば、やはり逆行しているのかなど。他の健康保険では、この均等割というのはいんですよね。所得割です。だから国保だけが、子供が多かったりすると保険料が、所得に関係なく上がってしまうという、そういう構造になっていますので、やはり何らかの手を打つ必要があるのではないかというふうに思います。

全国知事会も国に向けてそういう意見書を上げているのはそういう背景があるからだと思います。ですので、慎重にではなくて、慎重に検討すればそれは当然必要なことだと思いますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 現在行っている他の子育て支援サービス等もでございます。他の保険制度とのバランスも考慮しながら、広域化に伴う方向性の統一、自治体間の格差解消の流れの中、慎重に検討してまいりたいと、このように思っておるところでございます。

また、全国知事会から国に対して、持続可能な国民健康保険税の構築に向けた緊急要請の中で、子育て支援の観点からの子供にかかわる保険料を検討するよう要請があるところでございますので、検討させていただきたいというふうに思っております。子供の均等割につきましては、今後、上里町でも検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 3番の公園整備について伺います。

烏神流川公園については国の補助制度がなくなってしまったという経過がありました。その後も、三者との事務レベルの協議が計画的に行われているということであり、まだちょっと方向は見えていないようではありますが、引き続き協議ということでもありますけれども、何

年ぐらいをめぐるといような、少しでも具体的な話し合いにはなっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に、あの地域を整備するということになりますと多額な費用もかかってくるわけでございます。先ほどもお話を申し上げたとおり、国交省のほうからの補助制度がなくなったということでございますので、何年計画でということは一概には言い切れない部分もあるわけでございますけれども、順次、今、検討会を進めておる、事務レベルで検討を進めておるところでございますので、今後速やかに検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 忍保運動公園の遊具の広場などの改善なのですけれども、町長、前回、1年前に聞いたときには、やはり、平成3年から5年にかけてつくって以来、芝生は一回も張りかえていないので何とかしなくてはということだったんですね。草の対策も、伸びたら刈るといことも大事ですけれども、もう草に巻かれていますので、あそこは。まずは芝生の張りかえが重要と思っておりますけれども、そうしためどは、今年度予算には盛り込んであるのでしょうかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） あそこはシルバー事業団がいろいろ管理をしていただいておりますのでございます。芝の刈り取り等も行っておるところでございますけれども、芝の張りかえとなると膨大な費用もかかってくるわけでございます。そういった部分で、芝の張りかえについてはいつできるかわかりませんが、将来は、近い将来はやはり芝生を張りかえて新しくやり直さなくてはならないというふうにも思っておるところでございますので、今後速やかに検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 草の管理なのですけれども、シルバー人材センターのほうに年間を通してお願いして、回数的には、町民の方から草のことの苦情が来ますので、そのときは回数を増やしたりとかして対応していただいているようでありますけれども、やはり草は本当に勢いよく伸びますので、1回に五、六人の作業員を動員して1カ所ずつこうやって草を刈ってい

くのが本当にいいのかどうか。

玉村のグラウンドゴルフ場を見に行きましたときに、1人の方がもう常駐しているんですね。それは、この人という個人ではなくて、今日はこの人なんだと思うのですけれども。伸びたところから刈っていくらしいのです。繁茂期には1週間に1回のペースで刈っていくんだよということでありました。忍保公園と比べると全然広さが違いますので、1週間に1回ぐらいのペースで全体がやれるのかもしれないのですけれども、私はそれを時給で計算したときに、260万であるならば、半年間、一番草が生えるときには毎日、雨以外のときは来ていただくという形をとっても、お一人の人でも十分管理が可能かなというふうに思ったのです。

すごく伸び放題になるから五、六人が必要になりますけれども、順次刈っていく、順次きれいにしていくという形態をとれば、常にきれいに管理できるのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、同じお金の使い方でありますので、より有効な管理の仕方を探ってはいかがかというふうに思いますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 現在、常駐で整備を行っている方は、特にゴルフ場の芝の管理経験があるわけではなく、他の公園等の経験によるものと伺っております。

コースは32コースということでございます。養生に当たっては2月から3月にコースの半分を使用停止し、芝を休ませて、もう半分を玉村は利用しているようだというふうに聞いておるところでございます。

忍保公園のグラウンド場の管理には、先ほども杳澤議員もおっしゃられたように、管理費が260万円かかっているところでございます。係員を常駐をさせた場合の委託料を試算し、平成29年度予算と比較して見ますと、月に25日、2名で7月から10月まで175日常駐した場合は約440万円で、170万円増額となるわけでございます。年間を通しますと、300万円の常駐となりますと年間590万円というような膨大な費用がかかるわけでございます。今の管理費と比べるとそういった膨大な費用もかかるわけでございます。

しかしながら、グラウンドゴルフをやっておる皆様方に、有効にきれいに使っていただくには何らかの方法をとっていかなければならない、このように考えておるわけでございますので、今後その辺のところは少し検討をさせていただきまして、費用対効果をどういうふうに出せるかということも研究してまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番杳澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 皆さんこんにちは。議席番号5番齊藤崇でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1番目として、町内の未整備状態、いわゆる機能しなくなった用水路について。2番目として、関根町長の選挙公約についての2点です。

では、1つ目の、町内の未整備状態にある用水路について。

①として、特に目につく上里土地改良区、それから、上里西部土地改良区の圃場整備後において機能しなくなった、つまり不要になった用水路について質問いたします。

上里土地改良区は平成6年、上里西部土地改良区は平成25年に、それぞれ圃場整備並びに登録を終え、すばらしい土壌設備が完成し、多くの地権者から称賛をいただいたと聞いております。おのおのの畑、それに田んぼには給水栓が設置され、地権者はタイムリーに畑にかん水したり田んぼに水を引き込んだりすることは容易にできるようになりました。

しかし、反面、不用になった用水路に水が流れないため、家庭から出る污水——生活用水ですが——などで悪臭の原因になったり、また、景観を著しく損なっています。以前はいつも流水があり、このような問題は起きませんでした。また、完全に不用になった用水路は雑草に覆われ、維持管理がされていません。地域住民は大変困惑しているのが現状です。

そこで伺います。

まず、これら不用になった用水路の所有権というか管理というか、国なのか県なのか町なのか。もし町であるのなら、今後、町は不用になった用水路をどのように管理していくのか伺います。

また、原形をとどめている用水路は落ち葉やごみなどが散乱していて見るに耐えません。今後、これらの用水路に流水して復元する予定、計画があるのか伺います。

次に、2番目として、関根町長の選挙公約について質問いたします。

過去4期、その都度掲げた選挙公約についてです。なぜこのような質問をするかという、先般の報道発表によると、次期町長選には出馬せず勇退するという旨を知りました。4期16年、まだ終わっていませんが、関根町長におかれましては、長きにわたり、上里町の長として大変御苦労さまでした。感謝と敬意を申し上げます。

そこで、3期目は無投票でしたが、1期目、2期目、4期目と公約を掲げ、選挙戦を見事勝ち取りました。具体的には、1期目としては6つの公約がありました。1つとして、活気にあふれた町づくり、2番目として、女性・子どもを大切にする町づくり、3番目が、福祉の町づくり、4番目が情報公開に積極的に取り組む町づくり、5番目として、人権を大切に、明るい住みよい町づくり、6番目として、タウンミーティングの開催。2期目では、1つとして、共生、協働、自立の町づくり、2番目として、情報公開、3番目がタウンミーティングの開催、4番目が教育施設の推進、5番目が人権・福祉施策の推進、6番目が上里サービスエリアの活性化。4期目としては、町民の健康づくり、それから、2番目として、福祉と子育て支援、3番目が都市基盤の整備、4番目が学びとふれあい、5番目が安全安心のまちづくり、6番目として、町民との協働、7番目が、自立し安定した財政運営と、合計3期で19の選挙公約を掲げました。

そこで、選挙公約とは、選挙の立候補者が当選後に実施すると有権者に約束する事柄とあります。選挙公約とは、選挙の立候補者が当選後に実施すると有権者に約束する事柄。では、関根町長が掲げた19項目の公約は、一体何割実施できたのか伺います。また、実施できなかった公約については有権者に対してどのような対応をとるのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 齊藤崇議員の質問に、順次お答えを申し上げます。

まず、町内の未整備状態にある用水路について。

特に目につく上里土地改良区、上里西部土地改良区において機能しなくなった、つまり不要になった用水路についてでございます。

土地改良事業完了により、農業振興地域のほとんどの田畑に給水栓が設置されました。現在では、古くから利用されてきた用水路の多くは排水路として利用されております。

御指摘のように、不用になった用水路の水がなくなり、生活排水による悪臭の発生や、雑草に覆われ景観を損なってしまうなどの状態もところどころ見受けられるようでございます。

御質問にありました不用になった用水路の所有権につきましては、内務省や建設省など国に所有権があるものや、登記簿そのものが存在しないものなどさまざまとなっております。このため、用水路によっては町が管理しているものや、地域で管理していただいているものが混在している状況であると認識をしておるところでございます。

町といたしましては、快適で安全な町づくりを目指し、環境保全の推進や快適な環境保全の

確保という観点から、不用となった用水路の管理について、町民からの相談や要望などを踏まえ、管理方法について国や県の機関と相談しながら検討していきたいと考えておるところでございます。

また、今後のこれからの用水路の水の流れを復元することにつきましては、現在のところ予定や計画にはありません。これにつきましても、国や県などの関係機関、あるいは土地改良区などと相談しながら、今後の検討課題とさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の関根町長選挙公約について。

①の過去4期、その都度公約に掲げた選挙公約についての御質問にお答えを申し上げます。

私は、4期16年の任期中、町民の皆様に掲げてまいりました全ての公約の実現に、全力で取り組んできたつもりでございますが、実現率に関しましては、どこまでを実現とするか、正確にお答えすることも難しいものがあるわけでございます。

私がこれまでに掲げた19の公約には、公約を実現させるためにさらに具体的な施策を定めており、1期目には、6つの公約に18の施策、2期目には、6つの公約に14施策があります。このうち、女性・子供を大切にする町づくりにつきましては、各小学校区域に児童館の建設、中学生までの医療費の無料化、福祉の町づくりについては、高齢者用の町内巡回バスの運行、情報公開に積極的に取り組む町づくりについては、情報公開制度の導入、タウンミーティングにつきましては、字別、小学校地域単位で開催するなど、ほとんどが実現できたと考えておるところでございます。

4期目につきましては、7つの公約に17の施策を定めております。そのうち、都市基盤の整備についてでございますが、サービスエリア周辺地区の活性化といたしまして、スマートインターチェンジの開設、農村公園内にアグリパークの開設、駅南地区にはあおぞらパークの開園が実現できました。教育の分野においては、小・中学校の耐震改修、トイレ改修、エアコン及び防犯カメラの設置等多くが実現できました。ただ、施設の建設や道路の整備などは大変多くの時間と費用を要するものでございますので、完成まで至っておらないものもあります。それらにつきましては、現在も達成に向けて取り組んでいるところでございます。

任期中に実現まで至らなかったものにつきましては、後任となる町長に引き継いでいただきたいというのが私の希望でございます。また、私も前任者としても、一町民といたしましても、できる限りの協力をさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

また、実現できなかった公約にどのようなものがあるのかという御質問をいただいております。実現まで至らなかった具体的な施策といたしましては、1期目に掲げましたものには、神保原の始発電車の実現化、交番の増設があります。それぞれ、警察やJRに働き

かけてまいりましたが実現には至りませんでした。

また、4期目において健康増進センターの建設、公立保育園の改築と発達障害者支援施設の整備、公民館・老人センターの耐震化と改修の実現があります。このうち、健康増進センターの建設につきましてはワーキンググループを設置し、施設のあり方について検討してきたところでございます。公立保育園の改築につきましては、保育所等庁内検討委員会を開催し、開園に向けて協議を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 何点か再質問させていただきます。

まず、1番目の上里土地改良、それから西部土地改良で機能しなくなった用水路についてですが、結論的に、平成25年には全て完了ということ为先ほど申し上げたと思うのですけれども、それで、25年から月日がたちまして、今、平成30年ですけれども、それまで土地改良、双方の土地改良でそういった不用になった用水路が幾つかあるわけですが、これが先ほどの町長の答弁ですと、国とか県とか町所有権がばらばらだとかはっきりしないものもあるよと。しかし、これをこのまま放置するというか、表現が余りよくないかもしれないけれども、このままにしておくということは、やはり町長も何度も事あるごとに言っていますけれども、住みたい町、住んでみたい町という観点からも、今は枯れ草で黄色っぽくなってしまっていますけれども、これが本当に、先ほどの沓澤議員ではないですけれども、雑草の繁茂期はかなりのもう草で覆われてしまうわけです。それを、要するに地域でやっているところもあると思います。私も、私の近所の中にそういった、今指摘したような用水路あるわけですが、年1回、雑草と泥揚げをやっているのが現状です。

これは特に、やはり生活排水が出ているので、結局、それが流れていけばいいのですけれども、流れないがために、結局悪臭のもとになったり景観を損なったりするわけなので、小さい子供たち、小学生の児童なんかも遊ぶんですが、そういったことから、子供たちにもそういうことはいい影響を与えないというふうに考えています。

ですから、先ほどの答弁の中で、今後も用水路に入水して復元する予定があるのかどうかということで質問しましたが、町長の答弁だと、今のところそういう予定はありませんよという答弁だったと思います。じゃあどうするの。このままで……このまま見過ごすというのではないけれども、手をつけずに放置というかしてしまうのか。それとも、先ほど言ったように、住んでみたい町、住んでよかった町という観点からどういうふうに考えるのか、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 不用になった用水路については、さまざまな場所でいろいろな問題を抱えておるところでございます。

ただ、所有権におかれましても、県が所有しているものか国が所有しているものか、それとも町が所有しているものか、そういうところもはっきりしていない、そういう場所もあるわけでございますけれども、例えば国や県に相談をしまして町の所有権となった場合には、やはり今まで、よその地域もそうでございますけれども、地域の皆さんに、地域のことは地域の皆さんでやっていただく。いろいろそういうのが町の基本的な考え方であるわけでございます。

用水のところへ農業用水を流すということは、農業をするための用水でございますから、そこへ用水、設置した農業用水を流すということはできないわけでございますけれども、その辺のところも町に相談をしていただければと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 同じような質問になってしまうのですけれども、やはり景観が著しく悪いわけですよ、はっきり言って。

ですから、これを本当に出入りができるような状況のところだったら地域住民との協力のできるかもしれません。ところがもう、これが四、五年たってしまうと、もう本当に、ここは本当に用水路だったのかというふうなぐらい泥が堆積してしまって、これ人力ではもうどうにもならない。要するに、その先へ行くと、要するに住宅の家庭排水が出ていると。逆流というか、前は要するに、ある分岐している、ブランチしている片方をとめないところが高くなってしまって流れないような用水路だったのですけれども、それが、今は逆に、こっちからこういうふうな生活用水が流れてきて落としているというふうな状況があります。

そうすると、ここの、今言った逆流しているところというのは、そんなに勾配がないから余りきれいにならないんですね。そうすると、今言ったように生活排水がもうよどんでいるというふうな状況なんですね。だからこれを、要するに、こういう場所もありますよと。先ほど言ったように、もう全然、雑草に覆われてしまって、もう用水路だか何だか全然わからない。これを入れていくにも入っていけないような状態。もう3年も5年も放置してしまうとこういう状況になるのだなというふうなのをつくづく思ったわけです。

ですから、これは要するに、土地改良区からもう全部圃場整備と登記も終わってしまっているんで、先ほど町長がおっしゃったように、国、所有権が国とか県とか町だと区別つかないものもあるよと。これ早急に、こういうことについて対処してほしいなと思いますけれどももう

一度答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど齊藤議員がおっしゃられるように、景観が非常に悪くて、出入り口もわからないということで、四、五年もたって、もう草が繁茂してしまってどうにもならない。生活雑排水は流れ込んで逆流していると。そういう状況もあるようでございます。その辺のところも町に相談をしていただければ、そこが国有地になっているのか県有地になっているのか、また町有地になっているのかということもつぶさに検討をさせていただきまして、もし国有地であれば国のほうと相談をさせていただきまして、町に移管をしたいということであればまたそれも考えていかななくてはならないというふうに思うわけでございます。

いずれにしても、そういうどうしようもなくなっている土地でございますので、先ほども申し上げましたけれども、そういうところへ農業用水を流して、きれいな水を流してということもできないわけでございますけれども、それらにつきましてはいろいろと相談をしていただいて、今後の検討課題とさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。登記上どういうふうになっているかわかりませんが、その場所を正確にお知らせをいただいて町に相談をしていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） その流水、水を流せないという今答弁だったのですが、実は、以前私がある方というか役員の方をお願いして、これではどうしようもないということで、給水栓をつけて、一部、本当の住宅街というか、民家があるそばの用水路に給水栓つけて、若干ですけれども常に水が流れるようなことをお願いしたら快くやっただきまして、今は小魚が住めるようなきれいな川になっています。

だから、町長が今答弁したように、できないというのではなくて、何かやる方法があるのではないかなというふうに私は考えるのですけれども、そのことについてもう一度答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） そこは、以前役員に相談したらその給水栓をつけてくれたということでもよろしいですか。給水栓はついているの。ついている。それは農業用水としてついているのではなくて。その堀を雑排水の中で、雑排水を流すために給水栓がそこについているの。そういう場所あるの。

下流に農業用水として利用しているところがあると。そういう場所だそうでございます。だから、その農業用水としてそこへ給水栓をつけて農業用水を流していると、そういうことだそうございまして、そうだから、全く農業用として利用できない場所ではない場所だと、そういうことでございますので、ひとつ理解をしていただきたいと思います。

いずれにしましても、町のほうへ相談をしていただいて、そこへ給水栓がつけるかつけられるか、農業用水が出せるかどうか。農業用水というのは農業をするための用水でございますから、普通、生活の雑排水などを流せる目的では農業用水は流せないと、そういうことになっておるようでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） では次に、町長の選挙公約についてですが、ここに19項目ですか、掲げてあるのは、言いかえれば、要するに、先ほどの町長の答弁ですと、それなりにカバーしてきたというふうな答弁だったと思いますけれども、4期目ですね、4期目に、町民の、要するに健康づくりということが掲げられていたと思うのですけれども、この中に老人福祉センターをリニューアルし健康増進センターを建設と。健康増進と食育推進プランの策定というのがあったと思うのですけれども、これ以前も同僚議員が、この老人福祉センターに関しては質問した経緯があると思うのですよね。

この4期目の4番目として、学びとふれあいというタイトルで、上里中学校の特別教室棟、体育館の建設、町内小・中学校校舎の大規模改修、それから、公民館活動を活性化し、地域住民の学びの場の充実とありました。これは、要するに、以前、同僚議員の質問に対して、中学校建設のほうが優先だというふうなことを聞いた経緯があります。しかしこれは、要するに、町民の健康づくりの観点から、保健センターと、それから老人福祉センター、これを複合施設として建設というのを掲げていたように思います。町民の健康というのは、前にも私が健康マイレージのときにも質問したと思うのですけれども、やはりそういった、もっと具体的な取り組み、要するに、例えばがん検診の検診率を上げるとか、そういうふうなことを、それから、要するに、健康を増進するためにどういった取り組み、健康マイレージのときにも私質問したと思うのですけれども、やはりその項目をもう少し増やしたりそういうことを取り組んできたのかどうか。

この、まず老人福祉センターのリニューアルということについて、今後、これはどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 老人センターだということですね。建設に当たりましては、健康増進センターワーキンググループの中で今検討中でございます。

いずれにしましても、近い将来のうちに、あそこも非常に経年劣化をしておるわけでございますけれども、いずれにしても、近い将来もう直さなくてはならない。また新しくつくらなければならないと、そういう時期に来ておるところでございます。是非、いずれにしましても、そういう中でワーキンググループの中で詳細にわたって検討しておるわけでございますから、そんな中で、近隣中にやっていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） それと、2期目のときに掲げてあります上里サービスエリアの活性化、これは2年前の12月にスマートインターチェンジが供用開始になりまして、かなりの経済効果というか、が見込まれてきているのではないかなど。要するに、カンターレができたりお煎餅屋さんができたり、さらには、去年は農協のほうで農村公園を契約締結した経緯があり、これはそれで評価はできると思うのですが、いずれにしましても、前回の私の質問、一般質問でも、これができたことはいろいろな意味でいい効果があらわれているという反面、交通事故の対策が、町として警察として取り組んでいるところは見えているのですが、一向に、先日いつだったか乗用車がインターからおりてきた藤木戸勝場線との交差点で、車の腹を下のほうに向けて横転していたのをつい最近見た経緯があります。

というふうに、活性化するということは交通……道路関係ですね、その辺の整備ももうちょっと事故を少なくするようなために、この活性化だけではなくてもう少し具体的にそういったことも取り組んで今後行ってもらいたいなど。道路なんかにも加工してあるのが見受けられますが、そういうことにもう少し行政としても取り組んでいていただきたいと思うのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 2期目の公約の中で、スマートインターチェンジの周辺の活性化事業につきましましては、先ほど議員もおっしゃられたように、あそこにカンターレができたり中央軒煎餅ができたりアグリパークができたり、地域の活性化が図れているのではないかなど、そんなふうにも思っております。また、下り線側におかれましては大和ハウス工業が土地を全部取得していただいたわけございまして、まだ残りの地域におかれましては、町と県と一体となって、誘致に向けて努力をしておるところでございます。

また、その反面におかれましては、先ほど交通事故のお話が出ましたけれども、交通事故も

発生しておるところでございます。県に要望いたしまして、信号機はつかないけれどもそれなりの対策は、本庄警察署のほうでも即対応をしていただいておりますので、それ以降の交通事故というのは聞いておらないわけでございます。

いずれにしても、町といたしましては、17号から入ってくる道路や児玉新町線、そういった道路の整備や、また大光寺や勝場線、勝場藤木戸線についても鋭意努力をいたしまして道路の整備に当たらせていただいております。

また、特に交通事故におかれましては、近年非常に上里町は交通事故率が高いということでございますので、交通事故には気をつけていただくように、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

続けて、4期目の公約の中で、学びとふれあいの中で、上里中学校の特別教室棟、体育館、校舎棟ですね、これはもう完成しているわけですが、この中で、町内の小・中学校の校舎の大規模改修ということ掲げております。これは具体的にどういうふうな取り組みだったのか答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 学びとふれあいの中で、今、上里中学校の建設に当たりましては、やや完成でございます。外構工事が幾らか残っている程度でございます。

各小学校におかれましては耐震補強工事、全校をやっておるところでございます。トイレの一部改修がまだ行われておらない場所もあるわけでございますけれども、トイレの改修等も、一部ですが、ほかは全校、トイレの改修も新しいトイレが全部できたということでございまして、耐震工事は全部終了しております。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 前後してしまって申しわけないのですが、1期目の6番目のタウンミーティングの開催というのが公約として掲げられております。先ほどの答弁では、各小学校、公民館地域ですかね、で実施したというふうな答弁だったと思いますが、これ、1期目で掲げて2期目の3番でもタウンミーティングの開催と掲げているのですが、これは要するに1期目4年でこれが実施漏れ——実施漏れというのですか、できなかった分を2期目でこういうふうなまた掲げたのか。それともどういう意味合いで2期続けてこのタウンミーティングの開催と

いうのを掲げたのか答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） タウンミーティングにつきましては、1期目の公約でタウンミーティング、各字ごとに全部やったわけでございます。なかなか人が集まらないという部分もございまして、説明員と住民が集まって同じくらいの人数だと、そういうところもあったわけでございますけれども、これではいけないということで、地区単位でタウンミーティングもやらせていただいた経緯もあるわけでございます。七本木、神保原、長幡、賀美ということで、地区でもやった経緯もあるわけでございます。

そういった中で、たくさんの、多くの皆さんから御意見をいただいておりますけれども、そういう意見も町政に反映をさせていただいております。ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。

1期目、2期目でタウンミーティングはやらせていただいたわけでございますけれども、3期目、4期目におかれましては、タウンミーティングは行っておらないところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） それと、1期目の2番目の公約として、女性・子供を大切にする町づくりと掲げてありました。これ具体的に女性とか子供というのは弱者という表現がいいかどうか分かりませんが、そういったもの。要するに子供というのは、女性というのは男性から見るとやはり違うんだな、女性なんだなというふうに分かるのですけれども、子供を大切にする町づくりというのは、先ほどの沓澤議員の保育園とかの問題とかありますけれども、具体的にどういうふうに取り組んだのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話ししましたとおり、まず、各小学校地域に児童館の建設、中学生までの医療費の無料化、そういうものも取り組んできたところでございます。

町づくりにつきましては、高齢者の巡回バスの運行や情報公開、積極的に取り組んできたわけでございます。女性の取り組みにつきましては、女性の皆さんの意見を大事にするということは基本的な考え方でございます。今、上里町におかれましても、課長が女性の課長も4人もおるわけでございますけれども、それも女性を大切にする気持ちの一環ではないかなと、そんなふうにも思っております。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） それと、これも2期にわたって掲げてある、人権という言葉が1期目の5番目と2期目の5番目に出てくるのですけれども、人権というのは幾つかあります。子供の人権だとか女性の人権だとか障害者の人権だとか幾つかあるわけですが、これは要するに、この人権も町民に意識づけさせるための人権推進委員会とか何とかという組織があるわけですが、それとかかわり、要するに、この組織を重点とかポイントを置いて取り組んだのか。それとも町全体としての取り組みでこの2回、2期目もこういうふうに掲げたのか、その辺について説明をお願いしますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど齊藤議員のほうからもお話がございましたように、この人権を大切にす町というのは、やはり子供の人権や障害者の人権、そのほかたくさんいろいろあるわけですが、人権講演会やそういった人権を大切にする会、それらの皆さんとも整合性を図りながら、上里町に人権を大切にする、そういう思いがいっぱいであるわけですが、それらに真剣に取り組んできたところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 皆さんこんにちは。議席番号3番仲井静子です。

議長の許可をいただきましたので一般質問いたします。

一般質問は、今回、マイカーにかわる移動手段の確保についてと、適正な公共施設の維持管理体制の確立について。

まず初めに、マイカーにかわる移動手段の確保について。

①タクシーへ乗り放題制度について。

近年、高齢ドライバーの事故が多発し、高齢者に免許返納を促す動きが強まっている一方で、マイカーにかわる移動手段の確保が課題になっています。

そんな動きの中、国土交通省が平成29年8月にタクシーへ定額乗り放題制度の導入を検討しています。そして、平成30年度の予算要求概要に、その実証実験のための予算が盛り込まれました。国土交通省自動車局によると、鉄道の定期券のようなものと言い、予算が認められれば今年の平成30年度に実証実験を行い、その結果を踏まえて制度化を検討するとしています。

電話1本で迎えに来てくれて目的地までドア・ツー・ドアで移動できるタクシーの定期券とは、対象者やエリア、期間、時間帯を限定し、タクシーを定額で乗り放題にするものです。予算要求概要では、高齢者の通院や買い物、子供の学校などへの送迎、通勤なども想定されていますが、具体的にはこれから検討するとのこと。

導入にはどのような意図があるかということ、利便性を向上し新たな需要を掘り起こす目的で、タクシー業界と足並みをそろえて取り組むものです。制度化した場合は、各事業者が国に申請した上で許可をする形になるようです。

国土交通省の資料によると、タクシーの輸送実績は2016年までの10年間で2割以上落ち込み、これは航空や鉄道、バス、船といったさまざまな輸送機関の中で減少幅が最も大きく、運賃料金の割高感等の影響を受けていると考えられるとされています。また、タクシー業界の旅客輸送量は過去20年で4割も減るなど、電車やバスに比べて1人負けの状況です。

一方、別の資料では、タクシーの定期券について、気軽に利用できる、新規顧客の獲得が見込める、昼間などの閑散時間帯に限定することにより車両の効率化が図られるといった効果が挙げられていて、利用者・事業者、双方にとってのメリットがうたわれています。タクシーの定期券は、国が主導する今回の動きに先立って、既に福岡市で実験が行われていて、エリアと対象期間、時間帯を限定して、定額で乗り放題のジェロンタクシーは老齢を意味するギリシャ語源の言葉から名づけ、70歳以上を対象に、事前に登録した自宅、いつもの買い物先、かかりつけ病院の3点間の日中のタクシー利用を1カ月単位の定額料金で乗り放題にしています。また、道路輸送法を一部改めるか特例を設ける方針で、今年の平成30年1月19日から昨日の3月1日まで実証実験を行い、平成30年度以降の実用化を目指すとのこと。

公共交通が不便だし、家族に送り迎えは頼めないなどの理由で、体調や運転技術に不安を感じながらもハンドルを握り続ける高齢者の方もいます。日常の足の、報道によると国土交通省は、このサービスの導入で高齢者の移動手段の確保やタクシー需要の喚起を期待しています。例えば、自宅、病院、買い物の3点を定額で何度も周遊できるようにすることで、運賃を気にしないで日常の足として利用できるようになる。子育て世帯やビジネスマンの利用も見込んでいて、利便性の向上や経費精算業務の軽減などの効果も期待できるのです。タクシーに鉄道の定期のような定額で乗り放題になる運賃体系が導入され、マイカーの維持費程度のコストで、いつでも気軽に指定場所に移動できるメリットのほか、高齢者が1人で出かけても家族も安心

です。あるタクシー会社の幹部は、業界全体の地盤沈下を食いとめるには、新しいサービスをどんどん出して収入を増やすほかないと危機感をあらわにするほどです。タクシー利用者数減以外にも運転手の高齢化が大きな課題で、じり貧の中小事業者も多いようです。業界全体の底上げのために、利用者と事業者、双方にメリットのある新サービス導入に熱い視線が注がれています。マイカーの維持費程度のコストで、いつでも気軽に指定場所に移動できるこのタクシー乗り放題定期券の導入を提案します。

次に、適正な公共施設の維持管理体制の確立について。

①老朽化が進む老人福祉センターと保健センターの今後について。

②営繕課の設置について。

町づくりの将来像にも大きな影響を与える公共施設について、4年前、緊張しながら一般質問した内容は、老人福祉センターの浴槽から検出されたレジオネラ菌と保健センターに住みついているゴキブリ等の両施設の衛生管理や、両施設の建てかえ計画について一般質問をさせていただきました。

当時の町長の答弁では、町の公共施設は昭和40年から昭和50年代ごろにかけて全体の50%が建設され、老人福祉センターは築39年経過、保健センターは築34年経過、両施設とも建築年や経過年数から見ますと、ここ数年で改修が検討される時期を迎える。しかし、現在の財政状況は建設当時と違い、バブル崩壊以降の長期の景気低迷や少子化による人口減少により、税収など自主財源の伸びは期待できない状況に置かれています。

こうした状況から、平成23年度に公共施設見直し検討委員会を発足し、平成24年度には有識者にも参加していただき、上里町公共施設再配置等見直しについてまとめたのがアセットマネジメントです。資産を効率よく管理・運用する手法を公共施設に取り入れる必要性が挙げられ、公共施設を一元的に把握して将来の費用を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ長期的な財政支出の削減を図るという内容です。

老人福祉センターと保健センターについて、公共施設見直し検討委員会で検討していきたいとの答弁でしたので、あれから4年経過していますし、老人福祉センターと上里町保健センターは避難所施設に指定されていますので、老人福祉センターと上里町保健センターのその後の進捗状況をお尋ねします。

適正な公共施設の維持管理体制の確立について。

営繕課の設置について。

まず初めに、上里町役場には設置していない営繕課、営繕係について説明します。

営繕課での主な仕事は、学校、スポーツ施設、公民館、福祉施設等の各施設を管理している

課からの依頼により、建築工事、電気・機械設備工事、造成、工事の設計管理を行い、建築物の新築・増築・修繕・模様替えなどを主な仕事としています。

本題に入ります。

公共の建物施設に関して、壊れたら直すというようなこれまでの事後保全を続けていると改修工事が短期的に集中し、大きな財政負担になることが予測されています。例えば、上里東小学校の体育館の雨漏り工事は幾度となく補修工事を行っていますが改善されず、今回、屋根全体に新しい屋根を乗せる。初めからそうすれば、無駄な労力と費用を使わずに済んだはずですが。

また、東小学校のプールと七本木小学校のプールに関しては昭和50年ごろにつくられたものですが、メンテナンスの違いか、子供たちが楽しみにしているプールは、残念なことに七本木小学校のプールでは壁面が壊れ、去年は使用できませんでした。

このような事態を回避できるような方策を、今後、公共施設マネジメントの視点で検討していくということなのでしょうが、絶えず現場の状況を把握していればこのようなことは避けられるのではないのでしょうか。今後、公共施設の維持管理に関して、具体的にどのようなことをお考えなのでしょう。また、建物設備などの法定点検、それと小まめな点検もあわせて実施し、その結果を取りまとめた点検結果も一元化して管理していくことが、建物設備を大切に使い、建物等の長寿命化、計画的な適切な維持管理につながるのではないのでしょうか。全庁横断的な専門的な担当部署の設置が必要と考えますので、その点どのようにお考えでしょうか。

公共施設等の状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、町づくりの将来像にも大きな影響を与える公共施設の適正な再配置も含めた上里町公共施設白書に基づき、スピード感を持って実施計画へと段階的に継続して進めていくためには、先ほど提案しました専門的な担当部署の設置が必要と考えます。専門的な部署として営繕課の設置を提案いたします。

少子高齢化と人口減少、そして財政の緊縮等、今後ますます厳しくなると予想される中、施設利用者がよりよい環境で、安全・快適に利用できる施設整備を効率的に行い、安心・安全の住みよい町づくりを進めていくためには、少子高齢化と人口減少が進んでも住みなれた地域で安心して暮らせる社会を築いていただきたいと思います。

これで、第1回の一般質問を終わりにします。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仲井静子議員のマイカーにかわる移動手段の確保について。

①タクシー定額乗り放題制度の導入についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

本格的な高齢化社会を迎える中で、高齢ドライバーによる交通事故が多発しており、運転免

許の自主返納者は今後一層増加すると考えておるところでございます。

このような状況において、マイカーにかわる移動手段として、生活の足を確保することは非常に重要な課題であると考えておるところでございます。

議員御提案の、定額でのタクシーの乗り放題制度は、これまでに民間で実験的に行われており、自宅のほかかかりつけの病院、いつも買い物をする商店街やスーパーマーケットなど、指定目的地とする2地点をあらかじめ登録し、登録地点間の距離に応じた定額料金で、その間のタクシー移動を乗り放題で利用できるというものでございます。利用する住民にとって、目的地までドア・ツー・ドアで移動するタクシーを通常より安価に利用でき、また、タクシー業界にとっても新たな需要喚起につながるなどメリットがあるようでございます。

一方で、通常より安価とはいえ、これまでの民間の実験では、最低でも月約2万円、最高で7万円弱の料金がかかり、全ての方が気軽に利用できるといった点で課題もあるのではないかと考えておるところでございます。

来年度以降、国による実証実験も予定されておるようございまして、効果が認められた際には、制度化に向けた規制緩和等の法整備が行われると考えております。町といたしましても、実証実験で整理された課題やメリットなどをもとに調査・研究を行い、また、他の市町村の動向も注視しながら、上里町地域公共交通活性化協議会の協議に生かしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の適正な公共施設の維持管理体制の確立についての①の老朽化が進む老人センターと保健センターの今後についての御質問にお答えを申し上げます。

老人福祉センターと保健センターにつきましては、議員御指摘のとおり老朽化が進んでいることから、今年度、（仮称）上里町健康増進センター検討ワーキンググループを設置し、両センターの複合化など施設のあり方について、関係各課をメンバーとして検討をしてきたところでございます。当ワーキンググループは、老人福祉センターと保健センターが抱える課題の整理を行い、既存施設に求められる機能の集約化、災害時の避難所利用、付加機能の創設など、（仮称）健康増進センターに求められる機能を中心に、施設規模や類似施設である福祉町民センターを含めた複合化等についても議論をされたところでございます。

建設に当たっては、当ワーキンググループにおける議論をもとに、今後、詳細な検討を進めていく必要があるものと考えておるわけでございますが、併設機能として、さらに別の既存施設の複合化の可能性についても考えるところでございます。

どのような施設を併設するかや、その場合の統合時期につきましては、公共施設全体での検討が欠かせないことから、公共施設等総合管理計画等をもとに、具体的、長期的な視点で策定する公共施設等個別施設計画において明らかにしてまいりたいと、このように考えておるとこ

ろでございます。

次に、2番の適正な公共施設の維持管理体制の確立についての②営繕課の設置についての御質問にお答えを申し上げます。

公共施設の維持管理につきましては、損壊、故障などの事象を確認しました際には、施設管理課において、その都度修繕を行うなど適切に管理をしたところでございます。また、特に建物の屋根・外壁等躯体への影響が大きいものにつきましては、予防保全に重点を置いたほうが財政負担の平準化や建物の長寿命化を図れ、結果的に経費を抑えるものでございます。

こうしたことから、昨年度に策定をいたしました上里町公共施設等総合管理計画の基本方針の1つに施設の長寿命化を掲げており、今後は施設を長寿命化させるため、予防保全型修繕に重点を置いて、ライフサイクルコストの縮減に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

御提案のあった専門部署としての営繕課の設置は、予防保全型の修繕を適正に行っていく体制の構築という点で重要であると考えられておるものの、本庄市を初め人口規模の大きな市ではおおむね設置されておりますが、町村では余り例がないようでございます。

今後、公共施設等総合管理計画をもとに、公共施設等見直し検討委員会において、施設の維持保全の優先順位等についても検討を行い、公共施設等個別施設計画を策定してまいりますので、その中で他市町村の状況はもとより、町における専門部署のあり方について、調査・検討をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

また、議員質問にございました東小学校の体育館の雨漏りや七本木小学校のプールの大規模な修繕について、適切な管理がされていれば防げたのではないかとの御質問でございますけれども、東小学校の体育館は、児童数の増加に対応するため平成9年に改築を行いましたが、建築当初から雨漏りが確認されました。以降、建設業者による調査・補修工事を実施し、平成18年ごろには大規模な修繕を行いましたが、根本的な解決には至らず、築後20年が経過した近年、豪雨等には想定される場所以外の箇所からも雨漏りが起こるようになり、床の塗膜が剥がれるなどの影響が見られるようになりました。このため、雨漏りの根本解決には屋根全体を調査し、改修を行う必要があると判断し、今年度当初に修繕のための調査・設計費を計上し、その結果に基づき、補正による改修工事を発注したところでございます。

七本木小学校のプールは昭和50年に築造され、築後41年が経過したところで壁に亀裂が発見されたため、調査の結果、安全性を考慮し、今年度改修工事を行ったものでございます。亀裂が発生した原因は、経年による部材の劣化によると思われ、部材のFRPが長年の使用・紫外線・水圧等により劣化し発生したものと思われま。

いずれにいたしましても、これらの不具合は施設の経年劣化による要因が大きく、避けられ

ないことであるので、公共施設等総合管理計画等に基づき、予防保全型修繕に今後努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） ありがとうございます。

今回のマイカーにかわる移動手段の確保についてということで、タクシーへ定額乗り放題制度が国のほうで実証実験やっていますよということでこのことを提案したのは、仲間が、そろそろ免許返さなくてはいけないという思いの人が結構多いのですけれども、結局、県南のほうでは日常生活していくのに足の確保はできていると。県北のほうでは、結局、免許を返しても足の確保がないということでこの提案をしました。

というのは、こむぎっち号が使い勝手が悪いと。そういう声、皆さん聞いていると思うのですけれども、運転免許を返納しようと考えている人は保有者の中の76.7%ですが、本当に車にかわる日常の足が確保できないので返納できないと。そして、もし返納するために重要なことを聞いた場合には、やはり地域での公共交通機関の整備という、これを希望しているのが全国平均では62.9%ですが、上里町ではアンケートいろいろとっていると思うのですけれども、こむぎっち号をもっと使い勝手がいいというふうにしてもらいたいというアンケートはとっていますか。お尋ねします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に高齢化した皆さんが免許証を返納した場合には足の確保というのが非常に重大な要素になっておるわけでございます。

また、こむぎっち号は非常に使い勝手が悪いというようなお話もいただいておりますけれども、年々増加傾向にあるわけでございます。いろいろとこむぎっち号の協議会において、いろいろ、どういうふうにしたら使い勝手がよくなるかということでいろいろ研究をさせていただいておりますけれども、アンケート調査等も皆さんのほうからとらせていただいております、住民の意見を聞いたり、また、協議会の役員の皆さんにもその辺のところをいろいろと協議をしながら、よりよい使い道を模索をしてまいりたいと、このように思っております。

今、自主返納者に対しましては、こむぎっち号も1年間、無料券ということで、ただ乗れるような配慮もしておりますけれども、それ以上に、今後いろいろな形の中で、住民のアンケートや意見を聞きながら、いかにしたらもっと皆さんに利用していただけるか、そういうことも検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） こむぎっち号に関しては運行してもう2年たちました。そして、2年たちましたけれどもさほど変わっていないというのは、バス停が多少増えたかなという感じで、1日の運行本数はそう変わっていないと。そして、あるお友達が、10時半に出て行って、帰りのバスになると4時半だと。1日がかかりで、こむぎっち号に乗ると1日かかってしまうと。だから結局乗らないということも聞いています。

だから、協議会のほうで検討しているのですけれども、大体どんな方向で行く予定なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 上里町では、上里町地域公共交通活性化協議会において、地域の実情に即した公共交通サービスを提供するために必要な事項について協議をしておるところでございます。同協議会では、本年度改善点の検討を行うために、協議会のもとに分科会を設置して、現在での工夫や提案のほか、長期的な課題として運行形態のあり方等について検討をいたしておるところでございます。今後も、同分科会の検討結果を初め、利用者アンケートの結果等も活用しながら、住民意向を反映した公共交通サービスの提供をできるよう、平成30年以降も引き続き検討を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

仲井議員おっしゃったように、朝出て行っても、帰りのバスを待っていると夕方になってしまうと。1日がかかりになってしまうということであるわけでございますけれども、そういうことも、この協議会の中で検討してまいりたい。どういうふうにしたらもっと早く帰れるか。そういうことも中で検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） こむぎっち号に関しては本当に検討に検討を重ねていって、使いやすいこむぎっち号になっていただきたいと思います。

次に、老人センターと保健センターについて複合的な計画を立てているということで、仮称ですが、上里町健康増進センターワーキンググループで今検討しているとのことなのですが、先ほど同僚議員が、子育て世代支援センターが町立の保育園の中に設置されるということを書いていました。それで、それは、できれば別の場所と言っていましたけれども、32年までにつくらなければいけないというので間に合わない。でしたら、この健康増進センターのほうには間に合うのではないかと。それは子育て世代支援センターではなくて、広いキッズル

ームをつくったらいかがでしょうかという、これも提案なのですけれども、これからつくる健康増進センターは、子供からお年寄りまでいろいろな人が出入りできるような、活用できるような施設であれば本当ににぎわうのではないかなと思います。

そして、その保健センターなのですけれども、健康診断率が今38.6%ですけれども、要するに、健康診断はワープを会場にしてやっていますよね。だから、恐らくそれで受診率が低いのではないかと思っています。それで、ここの増進センターのほうで健康診断が行われるようになれば、もっとこの健康診断の診断率も上がるのではないかと思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 健康増進センター検討ワーキンググループでは、昨年中に2回の会議を開催して、既存施設の課題整理と施設の複合化、（仮称）健康増進センターに求められる機能を中心に検討を行ってきたところでございます。今年1月には、公共施設等見直し検討委員会に検討報告書が提出されたところでございます。

ワーキンググループの検討結果といたしましては、保健センターと老人福祉センターの両施設の機能を備えることで、それぞれが独立した施設である必要はないことや、類似施設である福祉市民センターについても複合化の余地があることなども挙げられておるところでございます。

複合化施設の建設規模につきましては、既存施設の面積合計を上限とすることや、建設場所は旧施設の跡地を利用することも視野に、公共施設再配置や各種計画との整合性を図っていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、建設時期につきましては、複合化する既存施設の耐用年数や劣化状況を注視して検討することが望ましいのではないかと考えておるところでございます。

今後は、ワーキンググループの検討結果を踏まえながら、公共施設等見直し検討委員会において、さらに詳細な検討を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 平成29年度に、（仮称）上里町健康増進センターワーキンググループを設置しということ、今検討しているということなのですが、いつごろつくる予定なのかというのは、これがおくれている理由というのは上里中学校のほうの工事が入ったためにおくれたということも言っていましたけれども、いつごろ完成する予定なのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） いろいろ、今日まで事業も進めてきたわけでございます。大きな金がたくさんかかってきたわけでございまして、健康増進センターにおかれましても、一日も早く建設をしたいというふうには思っておるわけでございますけれども、今ワーキンググループの中で検討中でございますので、いつまでにできるということは一概には言えないわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 公共施設に関しては、大体計画というのは、いつごろというのは立てないのでしょうか、町のほうとしては。何カ年計画とかそういうのは立てないで。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、グループの中で劣化調査もやっております。どのくらい傷んでいるかということ进行调查しておるわけでございまして、その劣化調査いかにによってはいち早く取り組む必要があるのであろうと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、今のところ、いつまでに完成するかいつまでに事業をしますよというようなお話は、今のところできないわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時25分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 皆様こんにちは。議席番号1番公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので一般質問をいたします。

今回の質問は、1、AEDの使用について、2、町政について、以上2点でございます。

通告に従って順次質問をいたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

では、初めに、1、AEDの使用について。

①学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備について伺います。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技術を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用による救命される事例も数多く報告されています。しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100人近くの児童・生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中で、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法の包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかしながら、全国における教育現場での現状では、全児童・生徒を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1%、中学校で28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況であります。

そこで伺いますが、上里町においても、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全は、学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。

本町の小・中学校におけるAEDの設置状況、さらには、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的取り組みも含めお伺いいたします。

次に、②AEDの戦略的配置について伺います。

2010年1年間で目撃された心原性心停止の総数が2万2,463件であり、そのうちAEDが使用されたのは3%でありました。残り97%はAEDによる恩恵にあずかれなかった。なぜなのか。AEDの絶対数がまだまだ足りないことではあるでしょう。しかし、地域のAED配備基準に一貫性がないこと、設備場所が市民に周知されていない、施設の広さに見合った必要台数が確保されていないなど、設置に関する政策や計画性のなさが理由に挙げられます。

2011年8月、サッカーの元日本代表松田直樹選手が、松本市の公園グラウンドで練習中に心室細動で倒れ不帰の人となりました。このとき、現場にいた2人の同僚が公園管理事務所に走ったが、そこにAEDはなかった。実は、彼らがいつも練習していた市営サッカー場にはAED

Dがあったが、当日は、そこで少年試合が開催されたので場所を変更したということでした。不運であることを痛感させられます。

こうしたAED配備状況を見直して、また、新しく設置するに当たり、戦略的で効果的な設置でなければならないのではないかと考えますが、設置場所等、町民の皆様に十分な周知がなされているかを含めお聞きしたいと思います。

次に、③AED使用の教育・訓練を幅広く行う必要性について伺います。

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善は望めません。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要です。そして、教育と訓練により、AEDを使用できる人材を増やすことも絶対不可欠であります。心肺蘇生法の普及実施割合が十分とは言えない現状にあっては、AEDがあったにもかかわらず使用されない事例もあるようです。これでは宝の持ちぐされとなってしまいます。

上里町におきましても、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、町民の皆様の理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を幅広く増やす必要があると私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、2、町政について。

①関根町政の4期16年の実績と将来の希望について伺います。

関根孝道町長におかれましては、昨年、今期限りでの御勇退の報道が新聞紙上に取り上げられておりました。

私は、1期4年間、議会において御一緒させていただきまして、その中で聞き及んだ話ではありますが、現在では、各市町村でごく当たり前のように活動している防犯パトロールカーも、埼玉県下で一番早く導入したと聞いています。また、近年では、上里西部土地改良事業を進めるとともに、あわせて、公園整備を含めた周辺整備事業やスマートインターの設置など多くの事業を完成させております。そうした事業以外でも、私がお願い事にお伺いすると、何事においても親身になって聞いていただき、町民の皆様の話もよく耳を傾けておられました。こうした努力で築き上げてこられた実績も多々あると思います。

そこで、私が知り得ていない事業等もあると考えていますので、今までを振り返っていただきお話ししたいと思います。また、今後の町づくりに対しまして将来の希望などございましたら、参考にさせていただきたいと思いますのでお聞かせ願います。

以上、壇上での質問を終了します。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 飯塚議員の質問に、順次お答えを申し上げたいと思います。

初めに、1番のAEDの使用についての学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてでございますが、これは学校に関することでございますので、後で教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、1、AED使用についての②番、AEDの戦略的配置について、③番、AED使用の教育・訓練を幅広く行う必要性についてでございますが、関連がございますので一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

現在のAEDの公共施設への設置状況でございますが、各小・中学校のほかに、役場庁舎、各児童館、保育園、保健センター、中央公民館及び各地区公民館に設置してあります。町民体育館には常設1台のほかに貸し出し用を2台配備し、スポーツ少年団加盟団体やレクリエーション協会加盟団体等の教育関係団体に貸し出しを行っており、常設できない場所やグラウンドでの利用の配慮をしております。また、町民体育祭やふれあいまつりなどの町のイベントにおいては、臨時的に会場内に配備をしております。

AEDの設置場所につきましては、設置場所一覧として、住民の皆さんには改めて周知してはおりませんが、来年度作成予定の防災マップには記載する予定でございます。今準備を進めておるところでございます。また、インターネットで、街の情報館というホームページを閲覧すると、民間で設置している場所も含めてほぼ網羅されている地図を見ることができ、町のホームページからもごらんいただけることになっております。

また、高齢者の介護予防事業といたしまして、ちよつくら体操を各行政区の集会施設で実施しており、現在20カ所で活動しております。国の示すガイドラインによりますと、AED設置場所につきましては比較的規模の大きな公共施設ということで、役場や公民館等が挙げられております。各行政区集会所施設等への設置につきましては、ガイドラインを参考にしながら、今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、AEDの教育・訓練でございますが、今年の2月2日と7日の2日間、役場庁舎におきまして、AEDを設置しておる施設の職員を中心に、臨時職員も含め、広域消防本部の救急救命士を講師に、AED救命講習を行いました。これまでも、高齢者いきいき課の職員や保健センターの職員、新採用職員、消防団所属の職員など関係部署ごとに講習に参加をしておりましたが、今回の講習ではほぼ全職員が講習を受けたこととなります。ほかにも体育協会やスポーツ少年団本部が主催する救命講習会も行っているようでございます。

議員御指摘のとおり、AEDの使用方法も含めた救急救命講習につきましては多くの方が参加し、実際にAEDを使用できる人材を増やすことが重要だと考えております。また、AEDの設置を進めるだけでなく、各施設の職員にAED使用の教育や訓練を今後とも継続的に実施

し、各種団体や施設の利用者にも対象を広げ、広域消防本部と連携をとりながら取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の町政についての、関根町政の4期16年の実績と将来の希望についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

私はこれまで、4期16年の間、町長として上里町の発展に取り組んでまいりました。社会情勢が大きく変化し、行政に対するニーズも高度化する中で、議会の皆さんの御協力も賜りながら、さまざまな施策を展開してまいりました。

議員よりお話のありましたように、防犯パトロールカーを県下でいち早く導入するなど、安全・安心の町づくりを進めてきたほか、上里西部土地改良事業を進め、優良農地や産業団地となる17ヘクタールの土地を整備し、近年は、このサービスエリア周辺地区の整備に力を入れ、企業誘致、スマートインターチェンジの開設、農村公園の整備など活性化を図ってまいったところでございます。

このほか、各分野ごとに幾つか挙げさせていただきますと、子育て支援に関しましては、各小学校区域への児童館の建設、中学生までの医療費の無料化、第3子以降の保育料無料化などを実現してまいりました。都市基盤の整備に関しましては、古新田四ツ谷線の開通、あおぞらパークの開園、教育の分野においては、「まなびとふれあいの町宣言」を推進し、上里中学校の改築、小学校の耐震化などを実施いたしました。

16年の間には国体も開催され、ふれあいまつり・桜まつりも始まりました。タウンプロモーションにはこむぎっちが誕生し、活躍を今しているところでございます。

今後の町づくりの希望でございますが、防災や防犯の観点から、安心・安全な町づくりを基盤として、企業誘致やサービスエリア周辺地区の活性化を図り、人口減少に歯どめをかけることが、町の持続的発展に欠かせないものと考えております。後任の町長には、上里町総合振興計画や総合戦略に基づく各事業を着実に推進していただきたいと考えております。

議員の皆さんにおかれましても、町政の発展のため、引き続き格別の御協力をお願い申し上げたい、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 飯塚賢治議員の1、AEDの使用についての御質問にお答え申し上げます。

①学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてでございます。

AEDを活用されず救命できなかつた事例があり、学校での心肺蘇生教育の充実及び突然の心肺停止に対応できる学校安全・危機管理体制の強化を図ることは喫緊の課題であると考えております。

学校では危機管理マニュアルを作成しており、事故が発生した場合、迅速に対応できる体制を整えております。

AEDにつきましては全小・中学校に設置されております。設置場所につきましては、体育館の玄関、校庭から見える保健室の窓などに「AED設置」の表示をさせていただいております。

次に、児童・生徒の心肺蘇生教育につきましては、議員御質問の中にありましたように、中学校では保健体育科の保健分野「応急手当」の中で学んでおります。内容といたしましては、心停止に陥った人に遭遇したときの応急手当として、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法について学習しております。小学校では、高学年において、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止、すり傷などの簡単な手当を学習しておりますが、心肺蘇生法については触れておりません。

教職員に対しましては、学校において年に1度、これはプールの開始前が主になっておりますけれども、AEDを活用した心肺蘇生法講習会を開催しております。また8月には、児玉郡市広域消防本部が開催する普通救命講習会へ、保健主事、養護教諭、安全担当が参加し、心肺蘇生法や止血法、気道異物除去法などについて学んでおるところでございます。

今後も、学校での突然死ゼロを目指し、心肺蘇生教育を普及させるなど危機管理体制をより一層充実させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） それでは再質問をさせていただきます。

先ほど町長の御答弁の中に、こむぎっちょっくら体操をやる各地域の集会所等、こういったところについては大勢の方ではないという判断がされておられたわけですが、今後、もっともっと普及するようなことがあるときに、そうした、例えばこむぎっちょっくら体操をやられている皆様は御高齢の方も結構おられますし、そこには区長等もしっかりついてやっている現状ではございます。そして、その区長さんが、心肺蘇生法とかこのAEDの使用というのは知っておられるのかといいますと、結構知っていない、また訓練を受けていないというふうにお話をする方が多いです。

そこで、このAEDの使用の教育訓練というのは、この2年間の間に務める区長さんに対し

ましては、御希望をされる方で結構だと思うのですけれども、この町の行政のほうで音頭を取っていただいて、年に1回はやっていただけないでしょうかという提案を私のほうでさせていただきますが、町長いかがでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、各種団体や施設の利用者に対しましても講習を受けていただければというようなお話もいただいておりますのでございます。

先ほど飯塚議員がおっしゃられておりましたように、各字でちよっくら体操、今、20カ所も行われておるわけでございます。そういった中で、そういうところではお年寄りの皆さんが非常に多いわけでございますけれども、ただ講習を受けている人がいないと、せっかくあっても利用できないという面もあるわけでございますので、できれば、区長さんを含めた中の各種団体の皆さんにもそういう講習を受けていただいて、できればそういうところへも貸し出しをできればいいかなと、そんなふうにも思っておりますので、今後、研究課題とさせていただきますと思います。是非、字のお祭りやそういうところへも、そういう形の中で貸し出しができればいいかなと、そんなふうにも思っておりますのでございます。

しかしながら、今、貸し出ししておるものが体育館に2台あるようでございます。先ほどもお話し申し上げましたけれども、町のふれあいまつりだとか桜まつりや体育祭やら、乾武マラソン大会、そういう大きなイベントの中で貸し出しを持って行ってやっていただいておりますけれども、もう少し小規模なそういうところへも、もし講習を受けていただける方があれば貸し出しができるのではないかなと、そんなふうにも思っておりますので、区長さんを含めて講習をやらせていただければと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 大変ありがとうございました。

それでは2番目の町政についてでございますけれども、大変、町長御答弁ありがとうございました。私にとって大変参考になります。

関根町長におかれましては、4期16年の長きにわたり本当にお疲れさまでございました。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

午後2時50分休憩

午後3時10分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 皆さんこんにちは。議席番号10番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は大きな項目で5項目ございます。

(1)として教員不祥事処分について、(2)として「特別の教科 道徳」について、(3)公園遊具に寄附を募ることについて、(4)認知症事故賠償について、(5)地元企業の町外への流出防止について。

それでは、項目順に従い、(1)から質問させていただきます。

(1)教員不祥事処分について。

①児童・生徒への不祥事行為に及ぶなど資質を欠く教員には厳正に対処し、再発防止に対応することについて。

児童・生徒へのわいせつ行為など資質を欠く教員には厳正に対処し、再発防止につなげなければなりません。文部科学省は、昨年度の小・中学校などの教員に対する処分状況をまとめました。わいせつ行為やセクハラによる処分は226人で過去最多でした。教え子など自校の児童・生徒を対象とした事例が半数を占めています。実態は深刻であります。子供の信頼を踏みにじる卑劣な行為です。文部科学省は、児童・生徒へのわいせつ行為を、原則、懲戒免職とするよう各教育委員会に求めています。一部の県では処分基準を策定していないとのことであります。明確な基準をあらかじめ公表することで抑止効果が期待できるのであり、埼玉県及び上里町教育委員会では、わいせつ行為やセクハラ等に対する処分基準をどのように定めているのか、下山教育長にお伺いいたします。

学校の姿勢も問われています。

LINEなどソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）で、教員が生徒を呼び出すケースが目立っています。個別に私的な連絡をとらないルールを徹底することは大事と思いますが、下山教育長の見解をお聞かせください。

管理職や教員同士が日ごろから連携し、1対1の長時間指導をできるだけ避けるといった工夫も大切であり、また、生徒は、第三者に相談しやすい体制づくり等が必要ではないかと思いますが、下山教育長の、この問題に対するお考えをお伺いいたします。

看過できないのは、わいせつ行為で懲戒処分を受けた教員が、経歴を偽るなどして他県で採用されていた事案です。再び問題を起こすまで教育委員会が処分歴を把握していなかったのには驚かされます。わいせつ行為による処分では、被害者への配慮から教員の氏名を公表しないことが多い。文部科学省は、懲戒免職で教員免許を失効した場合、各教育委員会が情報を共有できるシステムを導入する方向とのことである。

上里町教育委員会でも、今後、教員の採用時には、共有できる情報システムを積極的に利用し、優秀な教員を確保していただきたいと思います。下山教育長の見解をお伺いいたします。

言葉の暴力も問題であります。

教員からの暴言を機に不登校になる生徒もおり、言葉の暴力を懲戒処分の対象とする動きも広がっています。

2012年に大阪市立桜宮高校で、体罰を受けた男子生徒が自殺した問題を受け、大阪市教育委員会では昨年3月、懲戒基準を見直し、教職員による生徒の人格や人権・能力を否定する発言やおどかしも懲戒処分の対象としました。

新潟市では、東日本大震災後に福島県から避難した男子児童の名前に菌をつけて呼んだ40代の男性教諭を、昨年3月、減給10分の1（3カ月）の懲戒処分としました。同市教育委員会では、昨年4月、懲戒処分となる行為に、不適切な言動及びいじめへの加担などを盛り込みました。言葉の暴力に対する上里町教育委員会の懲戒処分の対象はどのように現在なっているのか下山教育長にお伺いします。

余り軽い処分であれば、新潟市教育委員会ぐらいの懲戒処分が必要ではないかと思いますが、下山教育長の見解をお伺いいたします。

体罰を伴わなくても子供の心を深く傷つける不適切な言動があれば、厳正に処分すべきと考えます。

教科書会社が教員に、謝礼などとして金品を渡した問題での処分も相次ぎました。

東京都教育委員会は、2016年度、区立中学校の校長など計22人を懲戒処分とし238人を文書訓告としました。東京都教育委員会は、一昨年11月、教職員らが利害関係者と接触する際の指針を改定。教科書会社と意見交換をする場合は上司の承認を得なければならず、謝礼を受け取ってはならないと明記しました。

また、大阪市教育委員会は一昨年5月、検定中の教科書を見て謝礼を受け取った市立中学校校長ら計45人を、懲戒処分や文書訓告などとしました。そして、同市教育委員会は、一昨年7月には、教員が教科書会社と接触する際には事前に同市教育委員会の承認を得ることを義務づけました。同市教育委員会は、きちんとルール化することで再発防止につなげたいとしています。

上里町では、教職員らが教科書会社等の利害関係者と接触する際の指針はどのようになっているのか、下山教育長にお伺いいたします。

もし上里町教育委員会で、東京都や大阪市教育委員会等のように、教科書会社と教職員が接触する際の指針がある場合は問題ありませんが、ない場合は不祥事が起こりかねませんので、早急に詳細な指針を作成し、教職員が利害関係者から金品を受け取った場合は厳しい懲戒処分を実施できるようにお願いしたいと思いますが、下山教育長のお考えをお聞かせください。

処分を受けた教員の多くは教育委員会の指導や研修を受けるとは思いますが、子供を守るには、安易に教壇に戻さず、教員としての適格性を冷静に見きわめることが重要であると思います。

(2)「特別の教科 道徳」について。

①2018年度から小学校で始まる「特別の教科 道徳」（道徳科）への期待と課題について。

2018年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）が小学校で始まります。道徳の授業で初めて教科書が使われ、子供の成長ぶりを文書で記す評価も始まります。「特別の教科 道徳」は、他の教科と同様に検定教科書を使うが専門の免許はありません。成長の評価も数値ではなく文章で記すといった違いがあり、特別の教科と位置づけられました。

2011年10月、大津市で発生した中学生のいじめ自殺がきっかけとなり、2013年、政府の教育再生実行会議が教科書を提言。2015年に導入が正式に決まりました。中学校は2019年度から始まります。

「特別の教科 道徳」は、戦前の道徳教育を担った修身が前提であり、修身は、明治天皇は、1890年、君主に奉仕する臣民の教えとした教育勅語をもとに学びました。麗澤大学の江島頭一准教授（日本道徳教育史）によりますと、修身の教科書、親孝行や尊皇愛国といった教育勅語に書かれている徳目を、二宮金次郎など人物の伝記やエピソードから教えるように編集されていました。授業では、試験などで子供の理解度をはかり、甲乙丙（優良可）と成績もつけていました。明治期から、知識偏重で実施生活につながる意欲や態度育成になっていないとの批判がありました。大正時代に子供の個性や自主性を重視した教育思想が広がると、グループでの話し合いや授業で理解したことを日常生活で実践させる指導が提案されるようになりました。昭和に入ると、教科書では軍国主義的な内容が強調され、教え込みの傾向も強まりました。敗戦で連合軍総司令部（GHQ）が修身停止の指令を出しました。1958年（昭和33年）から週1回道徳の時間が始まりましたが、一部の教員から、価値の押しつけだと反発され形骸化も指摘されてきました。

江島准教授は、修身は試行錯誤の歩みでした。その検証から、道徳科学が学ぶことは少なくないと話しています。

今回の道徳の教科化で、道徳の授業にどれだけ力を入れるか、これまで学校によって差があ

ったようで、まずは週1時間の授業を定着させることは最優先課題と私は思いますが、下山教育長の見解をお伺いいたします。

従来、読み物の登場人物の心情を読み取るだけに偏ったり、教師にとって望ましいことを言わせたりする授業は多かったことであります。教科化で求められる、考え・議論する道徳に向け、今後教員をどのように指導していくのか下山教育長に、その指導方針をお伺いいたします。

全国で相次ぐいじめ自殺の問題が教科化の発端となったこともあり、全ての教科書がいじめを考える教材を収録したとのことであります。ネットいじめの恐ろしさやネット上でのトラブルを避ける言葉の使い方、選び方などを考えさせる授業が特に大事と思いますが、上里町教育委員会では「特別の教科 道徳」の中でいじめ問題をどのような位置づけで考えているのか、下山教育長にお伺いいたします。

文部科学省の発表によると、教科書のシェア（市場占有率）1位は東京書籍（21%）、約700冊の差で日本教育出版（21%）、光村図書出版（17%）が続き、人気分散したとのことであります。各教科書の大きな違いは、児童が自分の考えや級友の意見を記入するワークシートをつけた別冊の有無であります。話し合いの記録と位置づけられ、教員が児童の成長を評価する際の重要な資料となります。8社中3社（日本文教出版、学校図書、廣済堂あかつき）が別冊を用意しました。

別冊をつけた日本文教出版を採択した大阪市教育委員会は、若手や経験の浅い教員が道徳科の授業になれることを重視したとのこと。担当者は別冊ノートで学習のポイントを振り返ることができるなど、子供が考えを深められるように配慮されている。教員が指導方法を確立しやすいと採択理由を述べています。

学研教育みらいを選んだ福岡市教育委員会も、考え・議論する道徳を重視。子供が簡単には答えられない葛藤場面がわかりやすく示され、話し合いにつながりやすいと説明しています。

仙台市では、2014年以降いじめを受けていた中学生の自殺が相次いでおり、いじめ防止や生命尊重は道徳科の重要課題でした。同市教育委員会は、採択の際、各教科書のいじめの扱いに注目し東京書籍を選びました。担当者は、いじめを扱う特設コーナーを各学年で設け、いじめ防止を重視する姿勢が見えると語っています。

上里町教育委員会は道徳科に向けた課題をどうとらえ、何を重視し、どこの出版社の教科書を採用したのか、下山教育長にお伺いいたします。

今後、各学校はそれぞれの道徳課題に沿って年間指導計画をしっかりとつくることは大きな課題と思いますが、上里町の道徳教育の課題は何でしょうか、下山教育長にお伺いします。

各学校で、校長を中心に学校や地域の課題を的確に判断したり、家庭や地域との連携も重要で、各学校は道徳教育の授業内容など情報をどんどん発信していくことは大事なことだと考え

ますが、このことに対する下山教育長の見解をお聞かせください。

(3)公園遊具に寄附を募ることについて。

①各地の公園や学校で遊具の老朽化が進む中、修理や新設の費用を寄附で賄う独自の取り組みについて。

各地の公園や学校で遊具の老朽化が進む中、修理や新設の費用を寄附で賄う独自の取り組みを一部の自治体が進めています。バブル期に多数設置された公共の遊具は相次いで更新時期を迎え、自治体が多く整備予算を組むのは困難です。自治体の担当者らは、支援の広がり期待しています。

国土交通省によると、2013年度末時点で全国の公園にある遊具約46万7,000基のうち47.7%は設置から20年以上経過し、使用中止になっているものも多い。千葉市では公園や公立保育園、小学校で修理や新設の要望がある遊具は約220基。全てに応じるには約2億2,000万円が必要です。市は、少しずつでも実現しようと、昨年8月、企業や個人を対象に寄附を募り始めた。一定額以上複数年続けることが条件で、市内のマンション施工会社と系列会社が3年間の寄附を決めました。この2社が2017年度に贈った計2,000万円は、通称ピラミッド公園、同市美浜区の火災で焼失したアスレチック遊具の再建などに充てられる予定です。名古屋市は、2014年4月から、リストから数十万円程度の小型遊具を選び、希望の公園に寄附する方法で募集。2014年度は個人・団体から12基分、約220万円が集まりました。しかし翌年度から伸び悩み、市は、子供の未来のために贈り物をしませんかと呼びかけています。

上里町の公立の中小公園や小学校の老朽化した遊具は何基ぐらいあり、また、金額にして幾らぐらいあるのでしょうか。

上里町も、千葉市や名古屋市のように、各地の公園や学校で遊具の老朽化が進む中で、修理や新設の費用を寄附で賄う独自の取り組みをしていただきたいと思います。関根町長のお考えをお聞かせください。

寄附文化の普及に取り組むNPO法人日本ファンドレイジング協会（東京の鶴尾雅隆代表理事）は、自分らしい形で社会貢献しようという人は増えている。遊具への寄附は、子供が喜ぶ姿を見ることができ達成感も得やすいと評価しています。

(4)認知症事故賠償について。

①「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」について。

もし、認知症のあなたの家族が事故を引き起こして損害賠償を求められたら、逆に、認知症の人による事故の被害になったらどうしますか。

神奈川県大和市は、昨年11月、認知症の人の徘徊などによる事故を対象にした独自の保険事業を全国に先駆けてスタートさせました。神戸市も公的救済制度の素案をまとめました。認知

症の高齢者が増える中、両市の取り組みは、安心して介護できる地域の試金石となりそうです。

認知症の人の介護に一石を投じたのは、愛知県で列車にはねられ死亡した事故で、JR東海が起こした裁判です。振替輸送費など720万円の賠償を介護していた家族に求めました。1審、2審は家族の賠償責任を認めたが、一昨年3月の最高裁判決は、家族の監督責任はなく賠償責任もないとの判決を示しました。家族の負担に配慮したと積極的に評価する声も出ましたが、2つの課題を残しました。

まず、家族の心身の状況や介護の実態によって賠償責任を負うとの判決を示したため、懸命に介護をする家族ほど責任を負うリスクは多くなり、介護放棄につながりかねないとの懸念が出ました。他方、家族が賠償責任を負わない場合には、事故の被害者の損害が救済されないという問題も指摘されました。このため、認知症の人と家族、地域の人々は安心して暮らすための公的な救済策を求める声が、患者家族の会などから上がっていきました。

大和市のはいかい高齢者個人賠償責任保険事業は、行方がわからなくなった認知症高齢者を発見・保護する、市の、はいかい高齢者等SOSネットワークの登録者に限定しているのが特徴です。SOSネットワークは徘徊している人や徘徊の可能性がある人が対象で、地域包括支援センターでの面談を経て登録されます。個人賠償責任保険事業は、市が民間会社との個人賠償責任保険と契約、登録。登録者を被保険者とする仕組みです。認知症の人に損害を与えられた被害者に賠償金が出るだけでなく、認知症の人がけがをした場合にも傷害保険金があります。年間約250万円の保険料を市が支払うため登録者の負担はありません。

課題は、SOSネットワークの登録者ではない認知症の人が徘徊をして事故を起こした場合は救済されないことです。大和市の認知症高齢者は約8,600人に上るのに対し、登録者は約240人とどまっています。同市高齢福祉課の杉内直課長は、賠償責任保険の報道でネットワークへの関心も高まっており参加の申し込みも相次いでいます。将来的には徘徊のリスクがある人をほぼカバーできるはずと話しています。

神戸市では昨年5月から公的救済の仕組みを検討してきました。昨年10月末にまとめた素案は、認知症と診断された人が徘徊をしたり火事を起こしたりして他人にけがなどを負わせた場合を想定しています。原則として、加害者か被害者のいずれかが神戸市民で、加害者が認知症と判断と診断されているケースが対象となります。新たに設定する法律の認知症の専門家などからなる第三者委員会が、事故が救済対象となるのかや給付額を設けて、市が被害者に給付金を支給します。2019年度の制度開始を目指します。

国は一昨年末、公的な被害者救済制度の創設は現時点では難しいとして、民間の個人賠償責任保険の利用普及を図る方針をまとめました。

民間保険では、三井住友海上火災保険とあいおいニッセイ同和損害保険が販売する新型個人

賠償特約は、認知症高齢者などが線路に立ち入って電車をとめ、多額の損害賠償請求を受けた場合にも備えます。特約部分の保険料は年間2,000円代だが、認知症の人を老老介護する世帯は、年金生活で経済的な余裕がないことも多い。大和・神戸両市の取り組みは公的救済策の先例として自治体間の関心を集めています。

また、認知症の人を社会のリスクと見るのではなく温かく接するためにも、自治体が被害救済の仕組みづくりに乗り出す意義があると思いますが、上里町の公的救済の仕組みづくりをお願いしたいと思います。関根町長の見解をお伺いいたします。

また、徘徊高齢者個人賠償責任保険事業の仕組みづくりは、大和市や神戸市等を比較研究し、上里町に見合った被害者救済制度をつくっていただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(5) 地元企業の町外流出防止について。

① 地元企業の町外への流出を防ぐ活動を強化することについて。

埼玉県三芳町で、地元企業の町外への流出を防ぐ活動を強化しています。林伊佐雄町長ら町幹部による個別訪問のほか、町役場に企業幹部らを集めて懇談会を実施。企業が抱える課題や要望などを集約し町の施策に生かす。町外からの誘致活動と並行して、企業が操業しやすい環境整備を進め、町の持続的な発展を目指す。

同町は、人口約3万8,000人の規模ながら、東京から30キロメートル圏内と交通利便性がよく、企業の本社や大規模工場なども多く抱える。半世紀近く同町で事業を続ける企業もあり、税収や町づくりの観点から、1社当たりが町に与える恩恵は他の自治体と比べても大きい（幹部）と言う。こうした有力企業が町外に流出するのを防ごうと、町は2017年度から活動を本格化。漬物製造大手のピクルスコーポレーションなど町内に拠点を持つ大手を中心に林町長が訪問し、企業活動を巡る意見交換を進めている。

2月17日には、事務用品通販のアスクルや産業廃棄物処理業の石坂産業など町内進出企業12社を町役場に集め、町幹部らとの初の懇談会を実施。町の施策への理解を深めてもらうのが主な狙いで、企業からは、通勤のための路線バスの増設や人手不足に対応する雇用政策、独身者向けの共同住宅の整備などの要望が出た。同町は、関越自動車道三芳パーキングエリアのスマートインターチェンジの利便性向上をにらみ、周辺を企業立地促進エリアに設定するなど町外からの誘致活動も進めている。同エリアに物流施設の開発管理を手がけるC I Eが新規施設の整備を決めるなど、早速効果もあらわれ始めた。町は、2018年度も企業との対話を続ける方針とのこと。

航空部品製造のウラノ（埼玉県上里町）は、本社と工場を群馬県伊勢崎市に移転する。群馬県が造成した伊勢崎宮郷工業団地内の土地を今年1月5日に取得した。新工場は、2019年に一

部稼働を始め、同じ敷地内に建てる本社には2020年に機能を移す見通しだ。敷地面積は現在の約3倍に広がる。航空部品の需要は伸びており、生産体制を増強して受注拡大をつなげる。本社と工場の延べ床面積は計約1万2,000から1万5,000平方メートルを見込む。投資額は約30億円の予定。新工場には、エンジン以外の航空部品と半導体製造装置部品の生産ラインを移し、エンジン関連部品を当面既存の工場生産する。米国ボーイング社などの旅客機向け部品の需要の高まりを受け、同社では本社工場の移転を検討していた。当初は埼玉県内への移転を予定していたが、大規模な工場を建設できる伊勢崎宮郷工業団地への移転を決めたとのことである。

上里町にとって、株式会社ウラノの本社と工場を移転されてしまうことは、法人税収入や雇用の確保等の面で大きな損失であります。上里町にも上里サービスエリアの南側に約3万5,000坪の大きな産業団地を造成されてあったわけですが、そこにウラノを誘致できなかったのは非常に残念でならない。現在、上里町にある会社の本社と工場が他の地域に逃げられるということは、上里町当局の企業誘致活動の営業不足があったものではないかと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

上里サービスエリア南側の町造成の産業団地は、最終的に大和ハウス工業に売却。1万坪は大和ハウス工業が自前で物流倉庫をつくるそうですが、残りの2万坪は町が大和ハウスと連携して企業誘致を積極的に行っていただきたいと考えているところですが、関根町長の見解をお伺いいたします。

また、上里町では、地元企業ウラノ等の町外への流出を防ぐ活動を三芳町のように強化する必要があると思います。町長を初め町幹部による企業への個別訪問、町役場に企業幹部らを集めて懇談会を実施、企業が抱える課題や要望・意見などを集約し町の施策に生かす活動を実施していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

今後、上里町では、町外からの企業誘致活動と並行して、既存の企業が操業しやすい環境整備を進め、町の持続的な発展を目指すとともに、土地利用に関する規制の緩和なども検討し、戦略的に企業誘致と定着に取り組むことで雇用や税収を増加し、行政基盤の安定につなげることが大事であると思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

以上で、一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 新井實議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1、教員不祥事処分につきましては、文部科学省の発表などから、全国的に教職員による不祥事が相次いで発生し、学校教育への信頼が大きく揺らいでいる状況にあり、町とし

て総合教育会議の場を使いながら、教職員による不祥事が起こることのないよう、継続的に取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

次に、2番の「特別の教科 道徳」についてでございますが、今までの道徳から「特別の教科 道徳」に教育内容が変更された背景につきましては、グローバル化の進展により、人々が互いに尊重し合いながら生きることが求められるようになったことや、情報通信技術などの進歩によりコミュニケーションや対人関係が変化し倫理的問題が発生するなど、社会状況の変化に対応するため、みずから感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることが求められておるところでございます。こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たしていると考えておるところでございます。

御質問に関しましては、教育に関するところでございますので教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、3番の公園遊具に寄附を募ることについて。

①各地の公園や学校での遊具の老朽化が進む中、修理や新設の費用を寄附で賄う独自の取り組みについての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

公園や学校遊具の適切な維持管理は、公園では町民の安らぎやリフレッシュを促進し、学校では児童・生徒の体力の育成につながることから重要であると考えております。

現在、町内には、公園や学校、保育園、児童館をあわせて316基の遊具が設置されております。保育園及び児童館には修繕が必要な遊具はなく、学校遊具についてもわずかである一方、公園遊具につきましては、全127基のうち37基が修繕、15基が撤去の対象となっており、計画的に修繕や撤去を行っておるところでございます。これらにかかる費用は約800万円程度と見込んでおるところでございます。

議員御提案の、遊具の修理や新設の費用を寄附で賄う取り組みでございますが、現在、上里町で受けているふるさとまちづくり寄付金では、寄附者が用途を選択できるようになっており、その中で、「未来を担う子どもたちへの教育支援」、「安心安全で暮らしやすいまちづくり」など、遊具に充当できるものがあることから、本制度の活用も可能でございます。

御指摘のように、先進自治体においても、遊具に対する寄附に関しましては、必要額の確保などに課題はあるようでございますが、いずれにしても、遊具を設置する上では、住民に安全に利用していただくことが最優先でございますので、今後、遊具の更新や修繕に関する計画を策定する中で、ふるさと納税制度を初めとしたあらゆる寄附制度の活用につきましては、先進事例なども参考にしながら調査・研究をしてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

次に、認知症事故賠償についての、「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」についての質

間にお答えを申し上げたいと思います。

認知症は65歳以上の7人に1人と言われ、上里町では平成28年度に要介護認定を受けた方で710人が認知機能の低下により日常生活に支援が必要な状態と判定されております。このうち、徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者は17人でございます。

徘徊高齢者が道路や線路内で事故を起こした場合、被害者、加害者どちらにもなるおそれがあり、認知症の方と御家族が、地域で安心して生活できる環境づくりは重要な課題であると考えております。

平成28年、徘徊中に電車にはねられ死亡した事故をめぐり、鉄道会社が遺族を相手に起こした裁判を契機に、民間保険におきましては、個人賠償責任保険の範囲が拡大され、「責任能力者を監督する義務を負う別居の家族」や「物理的な損壊のない列車の運行不能損害」などの特約も開発されており、本町においても周知に努める必要があると考えております。

議員御提案の公的救済の仕組みづくりでございますが、国では「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において、直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しいとしておるところでございます。

神奈川県大和市や神戸市では、自治体での公的救済の仕組みづくりの準備や開始をしておりますが、救済制度の対象者や事故の補償を市が直接行うのか、民間の保険会社と契約して支払うのか等、救済方法が異なるわけでございます。

神戸市では平成29年5月から有識者会議を立ち上げ、平成31年度の開始に向けて検討を重ねている段階であり、大和市では平成29年11月から事業を開始したところでございます。

今後も、2市や他市町村の取り組みを注視しながら、調査・研究をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、5番の地域企業の町外流出防止、地元企業の町外への流出を防ぐ活動を強化することについてのお尋ねでございます。

地元企業の経済活動は、雇用の創出や税収の確保など、地域経済の発展や活性化、行政の安定的な運営に寄与していると認識しており、地元企業の持続的な発展が町に活力をもたらすものと期待をしているところでございます。

御質問の工場移転の件につきましては、町だけでなく埼玉県にとりましても重要な企業であることから、産業振興課と県の企業立地課で連携して、企業訪問を再三にわたりまして行いました。残念ながら群馬県内の工場移転が決定したわけでございます。

次に、上里サービスエリア下り線側の大和ハウス工業が取得した用地につきましては、大和ハウス工業が営業活動とあわせ、町といたしましては、県企業立地課との連携、協力により企業誘致を進めているところでございます。

次に、企業の抱える課題などの町施策への反映につきましては、町では年に1回、児玉地区工業団地工業会と情報交換を行ったり、年に1度、企業訪問を行っているところでございます。

最後になりますが、企業誘致とともに、既存の企業にとどまっていただくことは大変重要であると考えておりますので、機会をとらえ情報交換を行う必要があるものと考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 新井實議員の1、教員不祥事処分についての御質問にお答え申し上げます。

新井議員御指摘のように、教職員による児童・生徒に対する不祥事は、当該児童・生徒はもちろんのこと、周囲の児童・生徒にも大きな心の傷を負わせるものでございます。児童・生徒に悲しい思いをさせないために、教職員はどう行動すべきか、一人一人がみずからのこととして考えることがとても大切であると考えております。

まず、御質問にありました、県及び上里町教育委員会では、わいせつ行為やセクハラ等に対する処分基準をどのように定めているのかについての御質問にお答えを申し上げます。

不祥事を起こした教職員は、信用失墜行為の禁止という地方公務員法に基づく義務に対する違反として厳しく処分されます。不祥事の発生の抑止と県民の信頼確保のため、県教育委員会が懲戒処分の基準を制定しており、その基準に沿って、県費負担教職員は任命権者である県教育委員会から、免職、停職、減給、戒告の4種類の処分が行われます。県教育委員会より任命された町内の県費負担教職員もその処分基準に適用されるものでございます。

次に、SNSで教員が個別に私的な連絡をとらないルールの徹底についての考え及び、教職員と生徒が1対1の長時間指導を避ける工夫や、生徒が第三者に相談しやすい体制づくりについての考えについての御質問にお答え申し上げます。

わいせつ事故の防止という観点からも、児童・生徒や保護者とSNSなどで個人的なやりとりを行わないこと、児童・生徒を指導・支援する際には、室内で2人きりになることを避け、複数で対応に当たることなどを徹底することは大変重要であり効果があると考えております。そのようなことから、年度当初に「教員の不祥事防止の徹底について」及び「年度末・年度当初事故防止チェックリスト」などの県からの通知文等を活用し、校長会や学校訪問等で重点的に各学校に対し指導を行っておるところでございます。

また、生徒が第三者に相談しやすい体制づくりも大変重要であるとしてとらえております。そのために、中学校にはスクールカウンセラーやさわやか相談員、学習支援員、小学校にはスクー

ルソーシャルワーカーや児童支援員を配置しております。また、24時間365日相談できる「よい子の電話教育相談」や面接相談もできる「子どもスマイルネット」の連絡先カードを児童・生徒に配布しております。

次に、懲戒免職で教員免許が失効した者の情報など情報システムを積極的に利用し、教員採用時に優秀な教員を確保することについての見解についての御質問にお答え申し上げます。

優秀な教員を確保するためにも、県費負担教職員や臨時的任用教職員等の情報を、任命権者である県教育委員会と情報共有することはとても大切なことと考えております。そのようなことから、日ごろから県教育委員会担当者との情報交換をすることはもちろんのこと、教職員を採用する前に、教員免許状原本の確認、書類審査、町の担当者が複数で面接するなど万全の体制を整えております。

次に、教員による言葉の暴力に対する上里町教育委員会の懲戒処分の対象はどのようになっているかについての御質問にお答え申し上げます。

さきに答弁させていただきました県教育委員会が制定した懲戒処分の基準に、「悪質な暴言若しくは威嚇を行い、又は常習的に暴言若しくは威嚇を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。」と懲戒処分の基準を制定しております。

次に、教職員らが教科書会社等の利害関係者と接触する際の指針はどのようになっているかについての御質問にお答え申し上げます。

教科書会社等の利害関係者と接触する際の指針については、県教育委員会が、質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるためにガイドラインを定めております。その中で、教職員に対しましては、「教科書等の著作・編集に関わる場合は、服務規程に定められた手続きを行うこと。」その際は、「学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しないこと」、「一切の金品を受け取らないこと」、「検定期間や採択期間は教科書発行者と一切接触を持たない」など、教科書発行者との関係においてどうすべきか詳細に定められております。このガイドラインなどを年度当初の校長会等で各学校に周知し、町内教職員の教科書採択にかかわる不祥事防止の徹底を図っておるところでございます。

今後も、引き続き、教職員による不祥事が起こらないよう指導と意識改革に努め、保護者、地域の方々からさらなる信頼関係の構築を目指して、未来を担う児童・生徒を育てていきたいと考えておるところでございます。

次に、2、「特別の教科 道徳」についての御質問にお答え申し上げます。

①2018年度から始まる「特別の教科 道徳」（道徳科）への期待と課題についてでございます。

道徳の教科化での課題につきましては、議員御質問のとおり、週1時間の授業を確実に確保

することは重要であると考えております。平成25年12月に出された「道徳教育の在り方に関する懇談会」報告書によりますと、「道徳は他教科に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることがあるのではないか」との指摘がされております。今回、道徳の教科化による教科書の導入により、年間35時間が確実に実施されることとなります。

また、「道徳教育の在り方に関する懇談会」の報告によりますと、「授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの形にはまったものになりがちである」と指摘されており、子供たちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考え、その自覚を深める「考え、議論する道徳」を実践していかななくてはなりません。「自分ならどうするのか」という観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見を持つ他者と議論することを通し、道徳的価値を多面的・多角的に考えることが大切であると考えております。

議員御指摘のとおり、「考え、議論する道徳」の実践に向け、教員の指導力向上も課題でございます。

上里町では、道徳に関する全体研修会を昨年11月20日に実施し、「特別の教科 道徳」における「考え、議論する道徳」の実践に向けた準備を進めてまいりました。また、上里町教員指導力向上研修会で指導している学び合い学習を確実に浸透させ、講師を招いた道徳教育に関する講演会を実施するなど、教員指導力向上にも努めてまいりたいと考えております。

「特別の教科 道徳」でのいじめ問題の位置づけにつきましては、議員御質問のとおり、ネットいじめを防止するために、情報モラルに関する指導に重点を置くことは大切であると考えております。また、ネットいじめだけでなく、学校生活での悪口、仲間外れ等のいじめに対しても、「しない、させない、見過ごさない」子供を育てることも大切です。「特別の教科 道徳」では、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ、他者と議論し、自分自身のこととして深く考えさせる授業を行うこととしております。

次に、教科書の採用につきましては、小学校では、「人間関係づくり」、「いじめの防止」、「道徳ノートの活用」を重視し、日本文教出版の教科書を採択いたしました。中学校で使用する教科書につきましては平成30年度に採択いたします。

上里町の道徳教育の課題につきましては、教科書採択時に重視した「人間関係づくり」と「いじめの防止」についてでございます。家庭・地域との連携につきましては、地元の方をゲストティーチャーとして招いたり、子供の成長を家庭と共有できるよう道徳ノートを有効に活用したりして、連携を深めることが大切であると考えております。

今後は、さらに道徳教育が充実するよう、教員の指導力を向上させ、子供が他者とよりよく生きる力を育てていきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。



◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時2分散会